

第四十五回 参議院商工委員会會議錄第二号

昭和三十八年十二月十七日(火曜日)

午前十時三十二分開会

委員の異動

十二月十日

辞任

中村 順造君

補欠選任

小酒井義男君

出席者は左のとおり。

委員長

前田 久吉君

理事

赤間 文三君

近藤 信一君

委員

上原 正吉君

川上 為治君

岸田 幸雄君

劔木 亨弘君

豊田 雅孝君

八木 一郎君

阿部 竹松君

小酒井義男君

椿 繁夫君

中田 吉雄君

松澤 兼人君

奥 むめお君

政府委員

公正取引委員会

委員長

大蔵省銀行局長

通商産業

政務次官

通商産業大

臣官房長

渡邊喜久造君

高橋 俊英君

竹下 登君

川出 千速君

事務局側

説明員

常任委員 小田橋貞壽君
会専門員 金井多喜男君
通商産業大臣
官房会計課長
通商産業省
加藤 悌次君
鉱山局長

本日、本日の会議に付した案件
○天然ガス資源開発五箇年計画の推進
に關する請願(第六九号)
○物価値下げ等に関する請願(第九一
号)
○生活向上と権利擁護及び日本の独立
と平和に關する請願(第九三号)
○未開發地域經濟開發促進に關する請
願(第九八号)
○産業貿易及び經濟計画等に關する調
査(昭和三十九年度通商産業省關係
予算に關する件)
(中小企業金融問題に關する件)

○委員長(前田久吉君) たいだいまから
商工委員会を開会いたします。
まず、委員長及び理事打合せの協議
事項について御報告いたします。
本日の委員会の議事は請願の審査、
昭和三十九年度通商産業省關係予算に
關する件について説明を聞き、質疑を
行なう。中小企業金融問題に關する件
について質疑を行なう。次に、次回委
員会の開会日時については、二十日午
前十時三十分から開会することになりま
したから、御承知をお願いいたします。

○委員長(前田久吉君) 次に、本委員
会に付託されました請願四件を一括し
て議題といたします。
本請願につきましては、従来の例に
ならいまして、本日委員長及び理事打
合会におきまして、慎重に検討をいた
しました結果、第六九号、第九八号は
いずれも請願の願意妥當と認め、採択
すべきものと意見が一致いたしました。
なお、九一号、第九三号につきま
しては、保留することに意見が一致い
たしました。

それでは採択することに意見が一致
いたしました請願二件を採択すること
に御異議がございませんでしょうか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(前田久吉君) 御異議ないも
のと認め、さよう決定いたします。
なお、報告書の作成等につきまして
は慣例により委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(前田久吉君) 御異議がない
と認め、さよう決定いたします。
○委員長(前田久吉君) 次に、産業貿
易及び經濟計画等に關する調査を議題
として、昭和三十九年度通商産業省關
係予算に關する件の調査を進めます。
まず、政府当局から説明を聴取いた
します。

○政府委員(竹下登君) このたび政務
次官を拝命いたしました竹下登でござ
います。ごらんとおり若輩でござい
ますから、何とぞ御鞭撻をよろしくお
願ひいたします。
さて、予算の基本方針についてごく
短時間まわらうことを申し上げます。
三十九年度は開放經濟下の繁榮のた
めの地固めの年といたしております。
そこで第一番目には、対外的には輸出
の振興と經濟協力の推進に努めると
もに、第二番目に、国内的には國際競争
力を強化するための産業の質的充實を
はかり、第三番目に、さらに先進國並
みに國民生活を向上させるための流通
消費政策を強化する、このことを重点
といたしております。これら対策のう
ち産業の質的充實については、中小企
業対策の拡充と浸透、産業の國際競争
力の強化、技術の振興と特許行政の充
實、総合エネルギー政策の推進、地域經
濟の振興と産業基盤の強化の諸点に重
点をおくことといたしております。細
部にわたっては会計課長をして説明さ
せます。

○説明員(金井多喜男君) お手元に二
つ資料がございます。一つは「昭和三
十九年度予算要求額重要事項別表」で
ございます。これは一般会計について
の予算要求のあらましでございます。
もう一つの資料は「昭和三十九年度財
政投融资要求」でございます。これは
文字どおり財政投融资關係についての
要求の資料でございます。
最初に、一般会計の重要事項表に基
づきまして御説明申し上げます。
通産省予算は大きく、重点が中小企
業対策關係、輸出の振興と經濟協力の

推進關係、國際競争力強化の關係、技
術振興対策と特許行政の充實關係、産
業基盤の強化の關係、総合エネルギー
政策の關係、そうして、産業公害及び
鉱山保安対策の關係、その他と大体重
点を八項目に分けております。

その要求の合計につきましては資料
の四ページに記載してございますよう
に、本年度予算四百三十億六千八百萬
円に對しまして二百二十一億一千四百
萬円を増額いたしました、合計三十九
年度予算といたしまして六百五十一億
八千二百萬円を要求してございます。
なお、この各項の項目につきましては
それぞれ表の項目ごとに説明が加えて
ございますが、合計の欄について申し
ますと、人の欄のカッコのない数字が
大蔵省に通産省といたしまして八月末
日に出しました数字でございますが、
その後三川鉦の災害の問題に關連いた
しましてカッコの中の数字との差額分
だけが増額の追加要求と相なりまし
て、つい最近大蔵省に追加要求の提出
を行なった次第でございます。

第一番に、それでは中小企業対策の
關係について申し上げます。
中小企業対策の關係が一番大きい
問題は、中小企業近代化促進の關係で
ございまして、前年度よりも三十五億
円ほど増額要求をしております。この
うち中小企業の設備近代化資金につ
きましては、大体前年度の横ばい程度に
考へまして、新たに四億円ほどの追加
要求にとどめておりますが、中小企業
高度化資金につきましては、これを大

幅に増額することとしたしまして、三十一億円ほど増額要求をいたし、合計五十四億円の要求をいたしております。そのおもな点につきましては従来の工場用地、商業用地、商業協業化につきまして一段とこれを拡大助成いたしますとともに、商店街造成につきまして、すなわち小売商店の町ぐるみの造成につきまして八億九千九百万円の新規計画を繰り込んでございまして、次は、小規模事業対策費の関係でございますが、これは三億三千七百万円を増額要求してございまして、次は、中小企業指導センターにつきましては、本年新たに研修所を設けることにいたしましたので、それを中心に三億七千万円の増額要求をいたしております。

次に、中小企業管理者及び技術者研修費の関係につきましては、いわゆる人づくり予算といたしまして、今年度より誕生をみたものでございまして、四千三百百万円の増額要求しております。次に、中小企業の指導事業の強化でございますが、これにつきましては、従来の施策を強化いたしますとともに、新たに開放研究室の設置、電子計算機センターその他の施設を設置することにしたしまして、二億四千八百万円を増額しております。次の中小企業信用保険公庫の出資でございますが、これは予算の区分として大蔵省計上でございます。前年度三十億円の出資を獲得いたしまして、大幅に信用保険制度の拡大をいたしました。本年はさらに三十四億円追加要求いたしまして、六十四億円の一般会計よりの出資を要求しております。

以上のような状態で、中小企業関係の予算につきましては、合計、本年度

の八十五億八千五百万円に對しまして、四十六億六千七百万円を増額いたし、合計百三十二億五千二百百万円を通過予算として要求しております。下のカッコの数字は、その上の欄の大蔵省計上の中小企業信用保険公庫出資を加えた数字でございます。なお、このほか、通産省といたしましては、通商その他あとで申し上げます予算の関係の中で、中小企業対策に含まれる分を集めてみますと、大体二十億程度がこの項目以外から実質上中小企業予算として要求の中に入っております次第でございます。

二番目に、輸出の振興と経済協力の推進が一つの重点でございますが、この中ではまず第一に、日本貿易振興会、すなわち通称ジェトロの事業費補助が大きな項目でございます。前年度より十七億九千八百百万円を追加いたしまして、約四十億の要求をいたしておるわけでございまして、このうち十億は、ジェトロの事業を自主的に進められ運営するために出資として要求いたしまして、その結果によって中央の管理費等をまかなう予定でございます。次に、アジア経済研究所の助成につきましては、一億円増額要求をいたしております。次に、海外経済協力の関係予算でございますが、国際経済協力費といたしまして三億六千万円追加いたしまして、九億二千七百万円要求しております。その内訳は下の欄にございまして、海外技術開発等協力費の関係が一億九千八百百万円、海外技術者受け入れ研修費補助の関係が四億八百万円、その他が三億二千百万円となっておりますが、このその他の中では、本年度特に東南アジアの低開発国からの

一次産品の買い付けのために、海外に一次産品買い付けの事務所を設置するというようなことが一つの項目として含まれております。次の貿易振興国内態勢整備の関係は、国内にあつては経済外交の推進、あるいは輸出国民運動の振興等の費用でございますが、一億五千万円増額いたしまして二億四千七百万円を要求してございまして、次に、個々の事業の関係になります。日本輸出振興センターに對しまして、補助費を一億五千五百百万円要求しております。プラント輸出振興のために、日本プラント協会に對して三億三百万円の予算要求をいたしております。工作機械輸出振興会の関係につきましては、新たに海外にもう一カ所事務所を設けることを中心に、一億二千三百万円を要求しております。生糸及び絹織物輸出振興費の関係につきましては、七千八百百万円要求しております。それから、通産省の国立の輸出品検査所関係といたしまして、五億六千四百百万円計上してございまして、

以上通商関係の合計は六十九億七百万円の予算要求となりまして、前年度よりも輸出振興の趣旨にかんがみまして二十六億一千八百百万円の増加要求といたしております。

第三番目は、国際競争力の強化の関係でございます。これは自由化対策にも直接つながる予算でございますが、これは後ほど述べます財政投融資関係、すなわち金融上の措置といたことが国際競争力の強化の大きな支柱になりますので、むしろ重点は後ほど御説明いたします財政投融資関係のほうに重点が置かれておるわけでございまして、一般会計の関係の分といたしましては、

まず第一に、鉱山関係でございますが、新鉱床探査費といたしまして三億三千百万円を要求しております。金額としては前年度横すべりのようなかっこうでございますが、対象地域その他を考えますと、実質上は相当の増額になるわけでございまして、その次に、本年成立をいたしました金属鉱物探査融資事業の交付金でございますが、これは院の附帯決議もございまして自主探査を実施するために、新たに一億六千万円を要求いたすわけでございまして、なお、財投のほうから出資八億円、融資二十四億円を要求いたしまして、大幅に事業の拡大を考えております。その次に、日本鉱産物会社出資でございますが、これは自由化の進展に伴いまして、鉱産物、たとえば銅、鉛、亜鉛等につきまして海外相場の変動が激しかった場合に、国内の業界として非常に混乱を来しますもので、緊急関係等の措置をとる前の段階において、一手買い取りの機能をつくるために政府の出資を五千万円計上した次第でございます。国産品普及の関係につきましては、いわゆる国産愛用推進、国産機械愛用、生産性向上というようにこのために一億四千九百万円を計上いたし、

国際競争力の強化の関係につきましては、以上合計六億九千万円を要求しております。次に、技術振興対策並びに特許行政の充実の関係でございますが、これは長い目で見て日本の技術を長期的な観点から確立する必要がある次第でございます。自由化対策につながる予算でございます。その第一番目は、機械の開発のために基金を新たに設ける

ことにいたしまして、五億円の出資を要求し、なお、財政投融資から十一億円の融資を要求いたしております。それから通産省の試験研究機関の特別研究費を大幅に増額いたす目途のもとに十七億三千四百百万円を国の試験研究機関の特別研究費として要求してございまして、それから、その次に新規でございまして、通産省の試験研究機関でもって技術開発をやる場合に、おのずからその能力に限界があるわけでございまして、それについては官民の協力体制のもとに大きな重要技術について開発するために、新たに重要技術試験研究ににつきまして委託費制度を設けることといたしまして一億七千万円を計上してございまして、その次は、試験所の設備及び施設整備費の関係でございますが、試験所の団地化の問題は一方大きな基本方針として進みつつございますが、いまある試験所の設備及び施設費につきましても、なおさしたつてどうしても補てんしなければならぬ点がございますので、前年度より三億円ほど増額要求いたしまして十億円を計上してございまして、鉱工業技術研究費の補助の関係につきましては、さらに前年より三億六千万円を増額要求することにしております。次に、新規でございまして、九州の後進地域の工業開発のために機械工業等を中心といたしまして工業試験所を新設する目途のもとに二億四千八百百万円を計上してございまして、次に、従来通産省の電気試験所、東京都、日本電気協会等で行なつておりました電気計器検定事務につきまして、これを一元化して特殊法人をつくる構想があるわけでございまして、その出資金といたしま

ことにはいたしまして、五億円の出資を要求し、なお、財政投融資から十一億円の融資を要求いたしております。それから通産省の試験研究機関の特別研究費を大幅に増額いたす目途のもとに十七億三千四百百万円を国の試験研究機関の特別研究費として要求してございまして、それから、その次に新規でございまして、通産省の試験研究機関でもって技術開発をやる場合に、おのずからその能力に限界があるわけでございまして、それについては官民の協力体制のもとに大きな重要技術について開発するために、新たに重要技術試験研究ににつきまして委託費制度を設けることといたしまして一億七千万円を計上してございまして、その次は、試験所の設備及び施設整備費の関係でございますが、試験所の団地化の問題は一方大きな基本方針として進みつつございますが、いまある試験所の設備及び施設費につきましても、なおさしたつてどうしても補てんしなければならぬ点がございますので、前年度より三億円ほど増額要求いたしまして十億円を計上してございまして、鉱工業技術研究費の補助の関係につきましては、さらに前年より三億六千万円を増額要求することにしております。次に、新規でございまして、九州の後進地域の工業開発のために機械工業等を中心といたしまして工業試験所を新設する目途のもとに二億四千八百百万円を計上してございまして、次に、従来通産省の電気試験所、東京都、日本電気協会等で行なつておりました電気計器検定事務につきまして、これを一元化して特殊法人をつくる構想があるわけでございまして、その出資金といたしま

して、一億円要求してございます。工業標準化促進費の關係といたしましては、一億五千万円要求いたしました。次に、特許行政強化費の關係でございますが、これは前年度よりも六億増額いたしました。十六億一千八百万円といたしました。現状の特許の実情から見ますと、出願登録等がございましてから三年近くたないといふ処理ができません。人員の増加、審査審判能力の充実、事務の機械化、資料の整備、公報の整備というように中心に、大幅な要求をいたしました次第であります。

次に、通産省関係の試験所人件費等の關係でございます。次に、試験研究所の土地促進費といたしまして、一億九千八百万円予定してございますが、これは、いわゆる試験所の土地化の問題につきましては、先般閣議の決定を見まして、日本住宅公団が一手に土地その他の關係を進めることになっておりますが、通産省関係につきましては、一つの研究機関である計量研究所の施設につきまして、来年度着手する必要があります。共同研究室設置というように観点から、第一段階の予算として、一億九千八百万円を要求した次第でございます。

以上、技術振興対策、特許関係、合計いたしました。百十四億一千二百万円の要求をしております。

次に、産業基盤強化の關係でございますが、工業用水道事業費につきましては、従来二十七の政府の補助対象となつておる継続事業がございまして、新たにこれを拡大するとともに、新規として五地点ほど考えておりますほか、地盤沈下対策の地帯の補助率を上

げます必要がございますので、これまで大幅に、前年度よりも三十九億四増額いたしました。九十二億七千九百万円を要求してございます。次に、河口湖開闢調査の關係でございますが、これは河川の海に注ぐ入り口において、水の有効利用、なにかんなく工業用水についての有効利用を考えると、今後の水対策として残された一つの有効な手ではないかと考え、これにつきまの調査を推進する費用でございます。

次に、総合エネルギー対策の關係でございます。まず第一に、石炭關係でございます。石炭關係につきましては、大体昨年度において石炭關係の重要な予算についての手は大体打たれたわけでございまして、本年はもつぱらその既定の方針に基づきまして、これをさらに一段と推進するということ、予算を計上してございます。石炭の關係は、その表にございまして、四十二億六千五百万円増額いたしました。百六十億円を要求してござい

ます。第一に、炭鉱整理促進費の關係でございます。これは一億六千九百万円を増額いたしました。五十二億二千四百万円。保安不良炭鉱整理対策費といたしまして一億七千二百万円。炭鉱近代化等の助成費といたしまして、これは主として石炭合理化事業団に対する出資金でございますが、当初要求は五十六億九千九百万円でございます。ところが、先般の三川鉱事件の問題にかんがみまして、保安施設について強力なる政府の助成をする必要があると考へまして、追加要求を五億四千万円としまして、合計六十二億五千三百万

円の要求といたしました。次に、石炭対策の一つの大きな今後の方向は、産炭地域振興対策であらうかと存じます。この産炭地域振興費といたしまして、大幅に二十五億一千六百万円を増額いたしました。三十八億四千六百万円を計上してございます。このうち産炭地域の公共事業の推進のために、従来の公共事業に対する補助率を、さらに産炭地域について一段と上げる必要があると考へまして、そういった費用を調整して十億円、この中に組み入れてございます。次に、石炭技術振興費の關係でございます。これは一般炭をコークス化する試験研究等を中心として、一億七千九百万円を増額いたしました。二億八千九百万円を計上してござ

います。次に、鉱害復旧事業費の關係につきましては、各省にまたがるわけでございますが、通産省関係といたしまして三億一千四百万円計上いたしました。次に、本年度設立を見ました鉱害賠償基金の出資金として二億円要求をしてございます。次に、原料炭炭田開闢調査費といたしまして、北海道の石狩炭田、九州の高島炭田を中心として九千九百万円を要求しております。

以上、石炭を終わります。電力及び天然ガスの關係でございますが、両方合計して一億三千万円を要求してござい。発電水力調査の關係につきましては二千九百万円でございます。が、可燃性天然ガス探鉱費につきましては、補助金として一億四百万円計上してござい。なお、この可燃性天然ガスにつきまして、層序試験、ボーリング探鉱の費用といたしまして、別途工

業技術院の先ほど御説明いたしました特別研究費の中に、二億七千七百万円含められてございます。以上、総合エネルギー対策の關係といたしまして百六十一億四千四百万円、全体よりも四十三億一千七百万円増が要求してございます。

次に、産業公害及び鉱山保安対策の關係でございます。これは通産省として、従来、予算要求として特に別項目は起こしておりませんでしたが、今回深く諸般の情勢より、この産業公害及び鉱山保安に対しては一段と強力に予算を重視する必要があると考へまして、一項目起こしたわけでござい。このうち産業公害対策の關係、すなわち大気汚染、水質汚濁、そういった点につきましては、まだ試験的な段階でございますので、一般会計予算として、金額としては二千四百万円という少額にとどめております。鉱山保安対策の關係につきましては、三億五千万円、こういうことに相なっておりますが、この内訳について若干御説明いたします。と、佐賀県、長崎県の危険ボタ山の処理の補助費として二億四千七百万円計上いたしましたほか、冒頭に申しましたように三川鉱大災害の経緯にもかんがみまして、鉱山保安監督關係につきまして、旅費、出張費、あるいは保安監督官の待遇等を中心に、事務経費として増額要求いたしました。合計三億五千万円と相なっております。

最後の項のその他の關係は、通産省の一般の事務費、人件費等の關係でございます。以上、御報告といたしまして、通産省予算は追加要求を含めまして六百五

十一億八千二百万円と相なっております。次に、財政投融资要求の關係について申し上げます。一番最後の六ページの表をごらんいただきますと、一番最後の段でございますが、三十八年度の財政投融资の通産省の予算額は三千四百三十三億円でござい。が、明年度は新たに二千二百七十六億円を加えて、五千七百九十六億円の要求を行なっております。このうち出資關係は五百四十六億円、財政融資關係が五千三百三十四億円、公債借入れ金の關係が二十九億円、合計五千七百九億円と相なっております。

まず第一に、最初のページに戻りまして御説明いたします。日本開発銀行の關係でございますが、これは先ほど一般会計のときに申し上げましたように、主として産業の国際競争力の強化、質的充実、こういう点の予算の關係でございます。内訳といたしましては産業体制の整備の關係といたしまして百九十億円の要求を行なっております。次に、設備の近代化と産業の体質の改善關係といたしまして、輸出産業、機械工業、非鉄金属工業、軽金属工業その他の重要産業のために四百億円を要求してござい

ます。それから日本輸出入銀行の關係でございますが、プラント輸出の推移にかんがみまして大幅に出資並びに融資を要求してござい。この数字をはじき出した基礎といたしましては、三十八年度の融資の規模というものが、当初の見込みとしては千三百億円の予定でございましたが、実績千五百億円に達しようかと思ひます。したが

いまして、三十九年度におきましては千九百四十三億円、すなわち二千億円合に近い融資規模の必要があるものとして算定したわけでございます。財政出資が四百二十億円でございますのは、金利の關係でございまして。

次に、三ページの中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫の關係でございまして、この中小企業關係三公庫に對しましては、政府としても中小企業対策の最重点として考えているわけでございまして、中小企業金融公庫に對しましては千八百億円、國民金融公庫、商工組合中央金庫につきましては八百億円の融資規模、國民金融公庫につきましては二千四百億円の運用規模を考えております。特にこのうち、中小企業金融公庫と商工中金につきましては、金利をぜひ引き下げを必要があると考えて、年三厘程度の引き下げを計画に含ましてござい

ます。その次は、個別の特殊機關に對する融資の關係でございまして、四ページに移りますと、電源開發を促進するために四百七十四億円を計上してござい

は、石炭火力の料金を、需要確保、引き取り促進の観点から、キロワット二円九十銭程度に押える必要があるというふうな考えた結果の数字でござい

ます。次に、YS—11國產飛行機につきましては、量産化が進んでおりますので、それに対する關係の資金が二十八億円要求されております。石油資源開發關係が五億円、石炭合理化事業團の關係につきましては、先ほど申しました一般會計の大幅な出資のほかに財政融資として百億円予定しております。それから専用船建造資金といたしまして十三億円の財政融資を予定しております。それから鉅額賠償基金といたしまして一般會計から二億出資するのほかに、財政融資の關係から十一億円要求しております。産業地域振興事業團の關係につきましては、一般會計二十七億五千万円に加えて、六十七億四千五百万円、鉅額賠償基金といたしまして三十二億円の要求をいたしております。十二億円の要求をいたしております。新規といたしまして考えました重機械開發基金につきましては、一般會計のほかに十一億円の財政融資を期待しております。十四番目の海外原油探査融資事業團は新規でございまして、これは海外の、なかんずく東南アジアあるいはオーストラリアあたりに、日本自体としてぜひ石油資源を確保する必要があると考えているわけでござい

ます。このために現在の經濟協力基金その他の政府金融機關の利用が法制上等の点におきまして非常にむづかしい点がございますので、新たに政府機關といたしまして海外原油探査融資事業團を設けることといたし、財政出資に

おいて三億円、融資において五億五千万円を計上してございまして。次に、本年度発足を見ました機械類延べ払い金融措置につきましては、興長銀債引き受けをさらに百二十億円要求してござい

ます。以上總計いたしました特殊機關の關係が六百七十三億円の要求額に相なるわけでございまして。輸銀その他たゞいままで御説明しました全額を加えま

すと、冒頭に御説明いたしましたように、合計、本年度の三千四百三十三億円に對しまして、通産省關係五千七百九億円の要求に相なる次第でござい

はございせん。○中田吉雄君 選挙の前に、宮澤企画庁長官が、高度經濟成長政策のひずみを改めるために、第二ラウンドとして中小企業を農業に画期的な手を打つべきだということを助言、進言をし、池田さん、新聞の切り抜きも持ってきて

いただきますが、選挙中に、中小企業とともに農業の近代化に革命的な——革命的な、まあたいへんきらわれる言葉だと思ふんですが、革命的な施策をするということなんですが、いま御説明いた

ただきまして中小企業庁の中小企業対策關係といいますが、昨年が八十四億でことしが百三十二億で、輸出雜貨セクターとか、あるいは新探査費等、まあ中小企業向けを加えてみても、これはあの中池田総理の発言前の夏ごろですか予算要求されたもので、全然これでは革命的な——まあ五割アップぐらいでしよう、計算してみてもそういうふうかかかかか、これは、選挙が済んだらそれで——金融財政月報を見ると、まあすべての発言は選挙中だけだと、こういうようなこともあつたのだと、これは一体きょうの新聞にも出て

います。これは市中銀行の金を吸い上げるわけですし、商工中金の利付債券の発行とこれは競合するところではつきりしていませんし、これは画期的な手とはいえないんじゃないでしょうか。

○政府委員(竹下登君) いわゆる中小企業の問題について、その後総理は革命的という言葉を変革的と変えたようでございますが、お話のとおりであります。そこで、ただいま御説明申し上げ

ました予算につきましては、これは確かに八月予算編成期に事務的に要求したものであります。その後まあ若干の増額をして、増額要求をいたしております。しかしながら、さらにこれがいわゆる革新的近代化対策とい

機軸が復活要求の過程で——新聞の切り抜きを見ますと、やはりその後の情勢にかんがみて、いろいろの手を打たねばいかぬという福田大臣等の言葉もあるのですが、手形の割引制を創設するとか、最近出ているのは、中小企業金融公庫が百億の債券を発行するという程度くらいで、この予算要求百三十二億が削られるのか、かなり少ないという程度ではとうてい不十分ではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○政府委員(竹下登君) たいまの中田先生の御発言の中にもございましたが、復活要求の段階において政策が出るのではないかと、こういう御発言でございましたが、確かに二十日に事務的の第一次査定の内示があることが予測せられますので、そういう経過をたどるであろうと思います。それについてたいまに検討いたしておりますところの手形割引の保障制度の問題、また公庫債の問題につきましても、商工中金の關係におきまして、かなり問題点もあるかと思ひますので、目下検討いたしておりますが、さらに抜本的施策という問題について、直ちにここでお答えする準備をいたしております。

○中田吉雄君 ひとつ、復活要求にがんばっていただくとともに、ぜひとも中小企業に対してはもっとやはり手厚い施策をやっていただかないと、これは開放体制の名に十分たえられないと思ひ、公約違反であることは——あまり池田内閣もそう長くないと思うのですが、やはりこれはもっと——それでも農業のほうはなかなか食糧の赤字なんかを入れると、全体の予算の一〇%も、もっと回るかもしれないが、も

うはなはだ中小企業者はプレッシャーにも弱いし、特にこの八月ごろの予算要求では弱い。ひとつ竹下次官、新しく御就任ですから、ぜひがんばっていただきたいと思ひますが、ここで中小企業金融公庫と国民金融公庫についてちょっとだけ、歩積み両建ての問題もあるのですが、私は金利は低いほどいいと思うのですが、むしろ私はもっと金利を低くするよりか、そのこともさることながら、私は実際はワケをもつと増大してもらったほうがいいのではないかと。そのほうが先決じゃないかというふうに思うのですが、特にこの百億の中小企業金融公庫債を発行すれば、商工中金の利付債券ですか、これと必ず競争するし、結局市中銀行から吸い上げていくのですから、あまり中小企業向けのワケが実質的に増大しないということになるのじゃないですか、どうですか。

○政府委員(竹下登君) 先ほど申し上げました中にも少し申し上げましたが、その問題はまだ政府としてきまつたという問題でございせんために、それについてははっきりしたことを申し上げるわけにまいりませんが、私どもも同じような心配をされている一員であります。

○中田吉雄君 じゃ、私は予算もあるのですけれども、このくらいで……。○阿部竹松君 予算の要求の中で、国の財政法ですか、あれによって八月三十一日まで予算を各省は出さなければならぬということ、八月の下旬にもう通産省で予算要求を出されておる。それから何度か大蔵省と折衝なさつておると思うのですが、この予算、財政投融資、この一般会計ですね、そ

れと財政投融資の中で、今まで大蔵省と話し合つて決定した款項目がございすか。

○政府委員(竹下登君) 政府委員から答弁させます。

○阿部竹松君 大臣の出席ないから、これは次官にお聞きしなければならぬ。一体だれが交渉するのですか。大蔵省との折衝の衝にあたるのはだれですか。その折衝している人にひとつ聞かなければならぬ。

○政府委員(竹下登君) 今日までの段階において決定したという問題はございせん。ただその間のいわゆる感觸程度しか申し上げられない段階ではございしますが、その折衝は主計官に対して各局でそれぞれ折衝いたしておりますが、大づかみには会計課長のほうで事情を承知いたしております。

○阿部竹松君 三年か三年半前に、通産政務次官をやられたある次官の方々が、私は政務次官ではあるけれども、通産省では局長から大臣直通であつて、政務次官は何にも知らぬ、こういうような御答弁が当委員会でありました。ですから、あなたが私の質問に対して政府委員あるいは説明員からということになると、通産省にそのときはそういうことは排除してほしいということを上申上げておつたのですが、依然として通産省というところはそういうふうな印象を受けるわけです。ということで、この前論争したことがございしますが、答弁できなかったでございまして、仕方ありませんが、そうすると款項目全部一つもきまつたやうがないわけですね。

○阿部竹松君 さいせん説明を受けた中で天然ガスその他の予算の説明がございしましたが、秋田県から、政府も十分御承知だと思ひますが、あの開発について相当膨大な要求がなされておるわけですが、この中にも天然可燃性ガスということであるわけですね。しかし、現地の要望とこれは額において相当へだたりがあるわけですが、こういうことで現地の開発ができるかどうかということをお伺ひしたいのです。

○説明員(加藤次君) お答えいたします。秋田の天然ガスの需給状況が、昨年の夏以来、八橋油田の急激な生産減少によりまして、天然ガスそのものを工業用原料として、その目的であるに設置された東北肥料あるいは秋田石油化学、こういった面に非常に御迷惑をかけておる状況でございまして、私責任者として非常に遺憾に存じておるわけでございす。ああいう問題が特にこの夏以降顕著になってまいりました。とりあえずの措置いたしましては、石油資源開発会社の探鉱の計画化、もともと計画があるわけでございますが、これを、できれば年度内にさらに大本計画外に追加してボーリングをする。こういうことで九月末に決定をいたしまして、現在鋭意ボーリングを続行中でございす。また秋田県におきまして国の補助金によりましてことし二本、ボーリング二カ所で行なつておりますが、そのうち一本はまだ未完了でございすが、他にそれに加へまして多少のボーリングができるのかどうか、場合によれば国の補助の対象にするということも考えられておることで、この点についての御検討を今御依頼しておるわけでござい

す。そういうことで、とりあえずことの急場をしのごと申しますか、今申し上げたような各鉱での探鉱の追加、これを行なつておるようでございす。また消極的な対策ではございすが、何と申しまして、いわゆる一般家庭燃料だとかあるいは工業用原料として使つてゐるものを最優先に考える必要がございすので、それ以外の単なる熱源として使つてゐるものにつきましては、できるだけこれを他の原料に転換していただくということで、具体的に申し上げますと、東北バルブ等でございますが、こういった面ですでに十四万キロバりの重油等へのガスからの転換、これが実施済みでございす。こういったことで今までも何とか切り抜けてきたわけでございすが、しかしながら、実績を見てまいりますと、十一月の実績を見ますと、おと、二十一万六千立米、一日当たりでございすが、こういった生産になつておりましたが、おそらく化学工場等の操業度は六〇%ぐらいに落ちてゐるのじゃないかというふうな思われまふので、さらに抜本的にこの問題を考える必要があるのじゃないかということ、で、今私どもで考えておりますのは、秋田はそういう状況でございすが、新潟県だとかあるいは千葉県等の状況を見てみますと、最近秋田とは逆に相当生産の顕著な上昇もあるわけございまして、そういった点にかんがみまして、来年度は探鉱補助金あるいは具体的に探鉱を行ないます帝國石油あるいは石油資源開発会社、これの探鉱計画の実施の面におきまして、できるだけ秋田県に重点を置いて、重点的

に行なうという強い行政指導を行なつて、この問題に対処いたしたいというふうに考えておるわけでございます。そういう面で問題になりますのは、資金の面でございますが、資金の面につきましてはまだ予算の折衝の過程でございしますので、はっきりしたことは申し上げられないわけでございますが、石油資源といたしましては、大体二十、三億ぐらいの金を毎年探鉱に振り向けておるわけでございますが、来年におきましても、これが確保できるような方向で財投の要求をいたしておりますし、また帝国石油につきましても、全体としての資金繰りの穴をでできるだけ低利の開発銀行と政府金融機関からの融資に期待するという方向で現在財投の要求をいたしておる、こういう状況であるわけでございます。

○阿部竹松君　まだ最終決定をみない予算のことですから、ここで論議して詳細にわたってお伺いすることはどうかと思いますので、大ざっぱなことだけでけっこうなんです、重ねてお尋ねしますが、北海道開発公庫とか、あるいは東北開発公庫、この中に入っておるかしりませんが、内容承っておりますんからお尋ねしますが、そういう点について、明年度という御答弁もなされておりますし、逆に海外開発のこの地下資源株式会社ですね、これは、こういう予算消化できるかどうかという点をあわせてお尋ねいたします。

○説明員(加藤悌次君) お答えいたします。来年度の財投の要求の中で、石油関係といたしましては、石油資源開発会社に対します政府保証債のワクが五億ございます。これの要求とそれから帝国石油等の石油並びに天然ガスを

開発するための所要資金といたしまして十九億ばかりの開発銀行の要求を来年度にいたしております。ただ、御指摘の北海道、東北開発公庫なり、あるいは中小企業金融公庫、等からもそういった資金が今までも出ておりますし、今後とも出していただくつもりでおりますが、こういったものは今までの慣例によりまして、当初の財投の要求のときには私たちのほうから特に特別のワケとしてお願いしない、こういう慣例になっておりまして、現実の具体的な場合にはケース・バイ・ケースでこれをお願いする、こういうことに相なっておりますのでございます。

それからもう一点の海外の原油の開
発を促進するために海外原油開発事業
団というものを作る、それに対して政
府から投資、融資合わせまして八億五
千万円ばかりの財投の要求をいたして
おります。その対象になる個々のケー
スにつきましては、現在それぞれ話し
合いが進行中であるということでござ
いまして、現在の時点においては一応
八億五千万円の積算の根拠はございま
すが、それであるいは十分であるのか
どうか、余るのかどうかという面につ
きましては、現在の段階におきまして
は、まだはっきりと御答弁をいたしか
ねる、こういう状況にあるわけござ
います。

○阿部竹松君　開発銀行の投融資の内容容なのですがね。開発銀行が発足した当時は、電気、石炭、金属、こういうのが非常にウエートを置かれたわけですが、開発銀行法の定めにあるからとおっしゃればそれなのですが、観光事業というのにも融資しておるわけですね。当時は、今申し上げました各

種の産業に対してウエートを置いたのだが、今日ではパーセンテージがだんだんだんだん観光事業のほうが多くなつておる、もちろん金額にしては違ふでしようけれども、だんだん観光事業のほうにウエートを置くようになった、こういうことを常に承つておるわけですが、この予算、どういう決定になるかわかりませんから、ここでお尋ねするのは無理かもしれませんが、この予算のままでいくと、これは省が違ふからおわかりにならぬかもしれませんが、けれども、やはり観光事業のほうにウエートが多くなつておるといふのが現況ですか。

○政府委員(川出千速君) 観光事業のほうはこれは運輸省の所管でございます。開発銀行が融資の対象にしておりますのは、外貨獲得という面でホテル等に出しておるのではないかと伺っております。今後、しかし開発銀行の融資全体から見ますと、これはまだ非常に小さな額でございます。何と申しましても、海運関係、電力関係、石炭関係、その他の重要産業というのが開発銀行の融資の対象になっておりまして、来年度観光関係にどの程度の要求が運輸省から出ておりますか、現在私は承知していません。

○阿部竹松君　最後にお尋ねいたしますが、毎年中小企業に年末融資をなさいますね。もちろんこの予算とは全然別個のものでございますが、それに繰り入れられるということはないですね。年末融資をやった場合は全然別個でしょう、これとは。これは三十九年度ですから、十二月にやった場合、これに事後処置として繰り入れられるということはないか。

○政府委員（竹下登君）　ごさいませ
ん。

○中田吉雄君 この海外原油探鉱融資事業団の設立なんです、この投融資も出ているのですが、これもたいへんリスクの多い仕事、九〇%はおそらくリスクと見るべきでしょう。それを融資というのでは、実際、アラビア石油みたくに百発百中であまりいけбайいんですが、世界的な規模で見た場合のリスクは、大体九〇%程度はリスクと見るべきだと聞いているんですが、これは融資事業団で探鉱活動を十分やれるんでしょうか。この点はいかがですか。

○政府委員（竹下登君） 鉾山局長から
答弁いたします。

○説明員(加藤悌次君)　ただいまの御質問の趣旨、もつともな点があるうかと存するわけでございますが、いろいろ御意見等によりまして、そういう点も一応検討はしてまいったわけでございますが、とりあえず、ああいった機関を作り発足させるという意味で、最小限度と申しますか、最小限の融資という考え方で、融資状況をできるだけよくするということで、今のような要求のかっこうになっておるといのが真相でございます。

○中田吉雄君　やはり、世界各国とも中近東だけに依存せず、多角的に東南アジア、アフリカその他新しい油田を開発するという国際的な競争がなされておるので、たいへんけっこうだと思うのですが、私はやはり事の性質上、非常にリスクが多いのにくさんの引き合いもあるようですが、これをくさびにして将来に備えられるというのではないと思うのですが、私は融資で

やはり成功払いというようなことの
ほうが、世界各国ともそうですし、そ

のほうがいい。ソドックスな方法ではないかと思うのですが、いかがですか。

○説明員(加藤悌次君) ただいまの答弁で少し補足する必要があると思います。が、事業団で考えておりますのは、融資機能のほかに、場合によれば出資もできるようにということで、現在考えております。いま御質問の相当、リースキーであって、特に融資という面では問題があるという場合は、ケース・バイ・ケースで出資の分をかなり多くするということのような方向で考えてみたらどうかというふうにご考えておる

わけでございます。

○中田吉雄君 この投融資計画要求の

中の天然ガスに十九億ですね、これは主として帝石じゃないかと思うのですか、どうなんですか。

○説明員(加藤次夫君)　ほとんど大部分が帝石でございますが、帝石以外にも肥料会社等で自家用に天然ガスの開発のための探鉱等開発をいたしております。そういったところも一応開銀の融資対象ということに考えておりますので、具体的に申し上げますと、十九億の要求のうちの十三億が帝石に振り向けられる予定になっておる、こうい

う内訌に相なっております。

○中田吉雄君 昭和三十年ですか、石油資源開発株式会社法ができて、帝石が二十三億ですか、出資して、配当なしでやっているわけですね。これは私は、さきに秋田のことについて阿部委員が質問されたのですが、帝石として多角的なメスを入れねばならぬ問題もあると思うのですが、やはり二十三億十年近く無配当で出資していること

も、探鉱活動を十分にできない一つの大きな要因だと思ふのですが、いろいろ人員の問題、あるいはその他たくさんあると思うのですが、やはりSKと二本立てでいっている際に、この程度の措置で探鉱活動を十分やらせ得るといふふうに見ておられますか。あるいは別途対策をお考えですか。

○説明員(加藤次君) 先生御指摘のとおり、現在におきまして、二十二億四千万円ばかりの金を石油資源に対する出資ということでフリーズされているということが、非常に資金の面から見まして、あるいは採算の面から見まして、帝石に対する相当な圧迫要因になっておることは事実でございます。まして、これを今後どういふふうに考へたいかということ、いま検討を行なっておることを申し上げるにとめたいと思ふのですが、それ以外に、いろいろ資金の面、あるいは採算向上という面から、帝石に対して御相談を申し上げておるわけです。かいつまんでおも立つた事項を申し上げますと、先ほど申し上げましたように、政府資金をできるだけ厚くつける、そのための開銀資金等の要求を出すということは、先ほど申し上げたとおりでございますが、それ以外に、先生御指摘の、かなり石油資源に比べまして過剰の人員をかかえているという事実が一つあるわけでございまして、この過剰人員の問題をどう考へるかということでございますが、これは非常に労働者の立場から見ますという、合理化という名目のもとに首切りをやるといふふうなことでは問題が多いということございまして、過剰に相応する分について、できるだけ新規

の採用の面の合理化を考えたかどうかということ、これはすでに来年度の新規採用から、そういった面の考慮をして新規採用を行なうというふうなことで、会社としては真剣に検討しておりますのでございまして。帝石、SKともに国内の石油資源、ガス資源を今後とも開発を続けていくということで、大きな資源を持っておるわけでござい

ますが、それ以外に、先ほど問題になりました今後民族資本の手で海外の新しい原油を開発する必要があるという面から見まして、そういった面の技術者を温存し、あるいは養成するというもう一つの非常に重要な使命を帯びておるわけでございまして、そういった面も十分考へながら、新規の人員の補充をできるだけ合理化させる、先ほど申し上げましたような方向で検討をされていることが一つございまして。それからもう一つは、帝石といたしまして、昨年新潟からパイプ・ラインを東京まで布設いたしました、東京ガスに対して相当量のガスの供給をいたしておりますが、これがわれわれ見ますという、必ずしも帝石にとって有利な供給条件になっていないということでございまして、ちょうど契約の更改期に当たりますこの年来に、できるだけそういう面の改善、是正をはかる、こういう方向で実は現在東京ガスとの折衝をやっているわけであります。私たちが会社に対して申し上げているような方向で、もし改定ができるというふうなすると、相当資金繰りの面で、あるいは採算の面でも改善されるのではなからうか、まあ簡単でございしますが、以上のような方策も並行してとってまいりまして、少しでも早く帝石の状況を

よくしたいということ、目下努力をいたしておるわけでございます。

○中田吉雄君 あのパイプ・ラインで東京に送るのは、買い手独占ですか、あるいは買い手が一人しかないので、これはいくらでも政府の強力なバック・アップがないといけないと思ふ。その問題は、まあたいへんけっこうな発言があるんですが、きょうの新聞を見ますと、ガソリン税を一割五分、あるいは軽油引取税も上げるでしょう。それから、開銀資金として石油精製業に四十億をつけたらというの、まあ画期的な手だと思ふのですが、これはどうなんですか、昨年のいつですか、ことしですか、標準価格を石油はつくっておられますね。いまの石油精製業の現状から、十五%なり値上がりすれば、なかなか吸収できぬと思うのですが、これは消費者に、小売り価格に転嫁するようにならねばならないかと思ふのですが、これはどうなんですか。

○説明員(加藤次君) 御指摘のとおりでございます。昨年の十一月十日をもちまして、石油業法十五条の規定に基づく標準価格の設定ということが行なわれまして、現在もまだそのまゝ維持されておるという状況であるわけでございまして、その後の石油精製業の採算状況を見ておりますというのと、非常にお互いの過当競争、シェア競争、これが激しくございまして、表向きは政府で定めた標準価格、これでの仕切りということで取り引きが行なわれているようございしますが、実際にはかなりリベートその他の面で、それ以下の販売が行なわれているというのが実情でございまして、そういう点

がこの九月期の決算等にあらわれておまして、営業面から見ると、実質的には総計といたしまして、石油精製業はかなりの赤字計算になっているわけでございます。そういう状況からかんがえますと、今度新しくかりに一五%のガソリン税が引き上げられるということになりましたという、現在の石油精製業の採算状況から見ますという、これをとてもそのまま、あるいはその一部を石油精製業で負担するということは困難、というよりも不可能であるというふうな考えられるわけでございまして、おそらく今度そういう増税が行なわれますれば、需要家の側でございまして、たとえばハイヤー、タクシー、こういった需要家の側で、できれば一〇%御負担を願ふ必要があるのではないかと、こういうふうな感じがいたすわけでございまして。

○中田吉雄君 石油関係の関税なり、揮発油、軽油引取税等、昭和二十八年から合計してみますと、約九千億取っているのです。三十八年度幾らになるか知りませんが、三千億は軽く突破するのじゃないかと思うのですが、これは幾らぐらいい見えておられますか。

○説明員(加藤次君) はなはだ恐縮でございますが、現在ちょっと資料が手元にございませんで、あとで先生のもとにお届け申し上げたいと思ひます。

○中田吉雄君 私はやはり、ここで四十億を初めて予算要求された点は、たいへんけっこうだと思ふのですが、いま外資系と民族系と称しますか、その設備資金の調達方法を見ますと、最近五カ年間に非外資系の会社の外国石油

会社からの借り入れ金は六百億にもなつて、同じ期間の外資系の社会の倍にもなつています。こういうようなことは、やはりこの原油を自由に選択して買ふというふうなこともできぬようになりまして、少なくとも一年間に石油関係三千億も関税なり諸税で取り上げておるのですから、やはり電源開発とか石炭とかいふふうには、もう少しこれをきつかけに石油精製業というものをやはり手厚い保護を加えていく。特に、開銀の融資ワケをして民族産業を育てていく。この中小の石油精製業等は、このままではやはり第二の丸善のようなものが出ないという保証もないと私は思うのですが、まあ最初で四十億の予算要求がせい一ぱいですが、これはどうなんですか。

○説明員(加藤次君) かつて石油安定基金構想というふうなものもあつたわけでございまして、私どもはあいつの構想が、やはり現在の時点におきまして、将来必要であるというふうな考え方であるわけでございまして、とりあえず火急を要する問題の一つとして、国内の石油精製業の設備資金の必要性があるのじゃないかということ、趣旨は全く先生の御質問のとおりでございますが、現在要求をいたしているわけでございますが、大体その積算の考へ方といたしましては、来年度新規に必要とされます増設分の半分、これが大体主として民族系であろうという考へ方で、それに対する開銀の裏づけをするということで四十億という数字がはじかれておるわけであります。

○中田吉雄君 いま積算の基礎を言われたのですが、私の持っている資料で

は、石油精製設備の拡充費として、三十九年度は八百億くらい要るのじゃないかと思うのですが、そんなことはないのですか。それは全部です、外資系のやつも非外資系のも合計してです。

○説明員(加藤次君) ただいま先生の御指摘の八百億という数字は、これは石油精製の本体の設備でございませう。精製設備だけではなくて、これに付帯いたします貯蔵施設、あるいは販売関係の施設、それから港灣施設、こういったものを全部含めた数字でございませう。私が申し上げました数字の根拠は、本来の精製設備、これに大体限局いたしましてそういう計算をしていると、こういうことでございませう。

○中田吉雄君 赤城農林大臣は、どういふふうになつてゐるか知りませんが、農業用の油関係の税金を計算して、それを吸い上げていつて、そうして農業の近代化のために市町村が金を貸す際の利子補給にするような構想を発表しておられるわけですが、これがどうなるかは私不案内ですが、衆参両院の決議でも、やはり安定供給のために、あるいは民族産業を強く育てるために膨大な石油関係の関税税金等にかんがみ、もっとやはりすべきだし、安定基金をつくれという構想もあるのですが、それはどうなんでしょうか。

○説明員(加藤次君) そういった面からの国会での御審議等もいただいたわけですが、来年度の予算要求といたしましては、とりあえず各事項ごとに、別々に、緊急度に応じて要求をするというところで、いまの石油精製業に対する関税融資、あるいは先ほど議題にのびました海外原油開発促進

進のための事業団の新設だとか、そういうものを要求いたしておりますというものが、来年度の考え方でございませう。

○中田吉雄君 国産原油の引き取りの問題は、予算措置ではどうなつておりますか。

○説明員(加藤次君) 本年度の予算の面の要求としては、特に御指摘の点については、現在要求をいたしておきないわけではございません。これはほかの面で解決をはかりたいという考え方もございませう。目下大蔵省と折衝中ですが、現在のところまだ最終の話し合いができていないという状況に相なつてゐるわけではございませう。

○中田吉雄君 まだ煮詰まっていないうですが、その構想の一端を発表できませうか。

○説明員(加藤次君) これは昨年にございまして同じような構想が出たわけですが、一般会計も直接的に価格差補給金というふうなものが考へられるわけではございませう。これはなかなか事務的にいっても困難があるというところで昨年の暮れに問題になりました。ちょうど現在、国内の石油を使った電力会社あるいは鉄鋼会社に対して、当該輸入いたしました重油関税の一部を還付するということが行なわれてゐるわけではございませう。この考え方にないわけではございませう。国内の原油を使った精製業者が輸入した原油関税の一部を使った量にのびて還付するということも一つの方法ではないか。それだけではございませうが、そういう主張、要求等をいまいたしている、こういうことでございませう。

○中田吉雄君 これはたしか来年度の四月からですか、裏日本三社はキロリッター当たり六千円ですか、もう引き取らぬ、海外原油並みだということなことを言つておられますが、ただいま言われたような石炭の方式あるいは銅にとつておるような方式のいづれかをし

てやりませうと、合理化に限度があつて、国産原油の持つ、さきに加藤局長の言われたような発展をすることができな。特に、ドイツなんかは四千円くらいですか、あるいはフランスなんかは三千円くらいですか、国産原油等について関税なり補助金等やはりやつて、そういうものが踏み台になり、やのサハラ油田の開発とも結びつき、やはり精製する三社も、たしか新聞の切り抜きでは、来年度の三月以降は、海外の原油並みと、早急に石炭方式か、銅にとつておるような方式か、いづれにしても手を打たぬと、成り立たぬじゃないかと思つてゐるのですが、いかがですか。

○説明員(加藤次君) 基本的には、先生いま御指摘のようないろいろ方法があると思つてゐる、これは方法はどういう方法であらうとけつこうだと思つてゐる。要は、国産原油を今後もある程度の増産なりあるいは生産の維持をやつていかなければいけぬわけではございませう。そのコストが輸入物に比べて割高であるというところとすれば、それを使う特定の精製会社だけが特別の負担を負ふということではまことに不合理なものでありますから、その特別の負担をできるだけ軽減するというふうな方法で、いま先生御指摘以外の問題についても今後努力をしてまいりたい

と、こういうふうな考えておる次第でございませう。

○中田吉雄君 ちょっと予算からずれるのですが、お許しをいただいて、出光のこの問題ですね、石油業法を施行して一年有余になつて、これがどう運用されるかということ、一つの大きな、この脱退問題をどう処理されるかということ、石油業法並びに加藤局長の腕の示しどころで、なかなか大きな問題を含んでおると思うのですが、業法に基づいて生産設備が許可ですか、認可されて建設したにもかかわらず、三十八年度の下期の生産調整において原油の処理量が大幅に能力を下回つて採算が悪いというふうなことで脱退されておると思つてゐるのですが、元来業法の考えからすれば、第四条ですか、認可した設備、許可した設備について、やはり当然操業させる、原油処理の保証があつてしかるべきじゃないかと思つてゐるのですが、どうなんでしょうか、いろいろ石油供給計画に重大な影響があるかもしれぬというふうなことで、勧告権を発動してもこの問題を処理するというふうな考えでございませうか、どうですか。

○説明員(加藤次君) 現在、出光興産が連盟を脱退いたしました、いわゆるお得意さんに売れるだけは自分のほうでつくるのだというところで、いわゆるオーバー生産というものが行なわれておるわけではございませう。私非常に遺憾に存するわけではございませう。もともこの問題が起きました一番大きな理由と申しますか、先生御指摘の石油業法に基づく設備の許可があるわけではございませう。ところが、石油業法が施行されましたときに経過措置とい

たしまして、当時すでに計画を持ち、あるいはすでに着手しておつた、こういう新規の設備については、将来の需給状況とは切り離しまして、過渡的にそういうものを全部拾ひ上げて許可をいたしました。最近三十八年度の新しい許可をいたしましたのは、昭和四十一年度中に完成するものに、昭和四十年度の石油製品の需給計画と照らし合はせまして必要なものに許可したわけではございませう。この七月には四十万バレルばかり許可をいたしております。したがって、過渡的に四十年に至るまでにおける期間において経過的な措置で許可を受けました石油精製設備が、その時期に至るまでの期間において需要の面と比べますという多少設備過剰の状況にある。具体的に申し上げますと、現時点においてこの設備能力というやつが、現在の供給計画から見ますと、いわゆる需要量に対して、四〇%ばかりオーバーをいたしておるわけではございませう。したがって、もし個々の精製業者において設備に十分原油を食わせるというふうな考え方では生産がフルにされるということになります。という、いま申し上げましたように、かなりの数字の供給オーバーということに相なるわけではございませう。そこにおそらく相当な販売競争が行なわれるというところは必ずしもございませう。そういうことがあつてはならないというところで実は石油業法ができました最初の運用のときに、各社から業法に基づきます生産計画をとつてみましたところ、やはり当時の供給計画に比べて二五%ぐらいオーバーしておる。こういう状況にございまして、これは法律の規定に基づきますと

いうと、個々の精製業者に対して生産計画の変更についての勧告ができるというところに相なっておるわけですが、役所といたしましては、一々の企業につきましても、それだけ勧告をするというふうなことも非常にたいへんだというところでございまして、当時特に石油審議会でこの問題も御検討願った結果、現在行なわれておりますところのいわゆる生産調整——これを計画生産と私たちは申しておるわけですが、そういういきさつでいまのような生産調整が行なわれておるわけにございまして、問題は、この生産調整をする場合に、個々の精製業者に対して生産のワケをきめる基準をどうするか、こういうところに問題があるわけにございまして、生産のトータルを供給計画に合わせるという、ついでにはそれをひとつ連盟という場でやっていたきたい、こういう要請を業界に対していたしまして、そのワケに合わせる場合の個々の精製業者に対する割り当ての基準をどうするかということにつきまして、これは業界で自主的に話し合ひてひとつおきめになっていただきたい。過去の事例を見ますと、全部業界内部で話がつきませんでして、最後には役所も中に入りまして、役所の意見も相当取り入れていただいて調整の基準がきまるという経過をたどってまいったわけにございまして、今度の場合、おそろしく出光さんの御不満とされるところは、新しく徳山の設備ができ、あるいはまた最近千葉が動き出すというところに対して、この新しい設備に對していまの割り当て基準では十分の原油の処理ができないというところ、一つの不満があったように承知いた

しておるわけにございまして。先ほども申し上げましたように、こういう非常に厳格な生産調整を行なう必要があり、ますのは、過渡的な期間である業法の運用が軌道に乗りまして、四條の規定によりますところの新規の設備の許可が厳格に将来の需給の見通しから見て行なわれるということになりますれば、業法の運用の理想の形態としては設備の許可だけで十分であるというふうに私どもは考えておるわけにござい、ますが、先ほど申し上げた過渡的な間、特に現在におきましては、標準価格というものでございまして、個々の精製業者の生産計画を全部合計したものは、やはり業法で示されている供給計画にきっちり合わせるという方向で、しばらくの間やる必要があるのじゃないかということにございまして、私どももいたしましては、そういう問題があることは承知いたしておりますが、これは過渡的にやむを得ないということ、やはり全体と協調してこの業法の運用を軌道に乗せるという立場から、出光興産につきましても、ひとつ考え直していただくという方向で現在もお願ひをいたしている途中であるということにございまして。

○中田吉雄君 石油業法が成立するまでにすでに精製設備の建設に着手しておったというふうな経過措置もあると思うのですが、大体少しいこの設備許可から見れば、それだけ、世界で一番伸びるのですからいいのですが、必要以上に過剰投資があつて、しかも、資本調達に困つて、外資に依存して、国際石油資本なり、あるいは外国の金融機関の影響の下に置かれるというふうなところになってくるのじゃないかと思うのですが、いまは稼働率は幾らですか、八〇％くらいですか、海外のそれに比べると非常に低いので、そういう点から、これはもう少し、全体を上げる中で——新聞を見ますと、全体のワケをふやすペースの中でこの問題を解決しようというふうな点も、切り抜きもあるのですが、あまり稼働率が少な過ぎるというふうなことはないのですか。

○説明員(加藤次君) 現在、下期の原油処理ペースを引き上げる必要があるというところで、まだ最終的に実施をいたしておりますが、ある程度の増加処理が必要であると言われておるわけにございまして、とりあえず当初の供給計画に基づきまして、その数量を原油の稼働率を御参考までに申し上げますと、内需用だけでございまして、トータルとしては七二％、こういう数字になつておるわけにございまして。これに輸出用の原油処理というものが別にございまして、これを入れますと、トータルといたしましては、八〇％近い稼働率になるということにございまして、総計で見ますと、稼働率八〇％ですから、そう非常に低い稼働率じゃないということが言えるのじゃないかと思うのですが、先ほど申し上げました、過渡的に、大きな設備ができたところについて、そのものずばりで原油の処理ペースをふやすということをやつておらないわけにござい、ますので、そういった会社については、この平均をかなり下回るといふのが現状にございまして。

○中田吉雄君 これを九〇に高めると供給過剰になりますか。どうですか。

○説明員(加藤次君) 御承知のように、先ほど申しました、現在、標準価格が設定されておまして、これすらもなかなか守られていない。事ほどさうに、シェア争い、販売競争が激しいというのが現在の石油業界の実情でございまして、私どもは、標準価格がある間におきましては、少なくとも供給計画における数字と個々の精製会社が生産される製品の供給量は、できるだけ近づけたいという希望を持っております。いま御指摘の八〇％を一〇％上げる、これは相当大きなものになるのかと思ひまして、感じといたしましては、非常に問題が多いであろうというふうな存するわけにござい、ます。

○中田吉雄君 この産業構造の委員会の油の伸びを見ますと、四十七年には二億トンで金額として二十八億、輸入の二〇％を占めるという、こういう際いろいろの施策が関連してとられねばならぬと思うのでありますが、世界有数の伸びを持つ日本において、いまのような設備能力ですか、販売実績、年内の生産というふうなことで、各社に、こういうふうなことでなしに、私は、民族系のもを擁護するといふような意味で、やはり民族系の会社、中小のやつも育て、伸び率のところに行けるだけたくさんそれに割り当てるといふことも必要じゃないだろうか。そういう指導も必要じゃないか。何も自由化といつたつて、日本に自由化を強く要求するアメリカを見まして、自国の綿製品を擁護するために強い日本に規

制をしている。あるいは魚族保存の美名に隠れて、太平洋に日本だけ魚のたれぬような地帯をつくり、石炭産業保護のために強力な手を打ち、いろいろしてはいるわけなんですか、私は、原油の自由化といふさかでも抵触するものでない。早く日本のエネルギー政策の基調をつくつて、そうして昭和四十七年には二億トンにもなるのですから、やはり民族系の会社にとくさんシェアを与えるような運営方針をやるべきじゃないか。そういう点で私は石油業法というものはカフジ原油を引き取るというふうな大きな役割は、さる法だと言われたが、かなりやうたと思うのです。そういう面をやはりエネルギー供給の自主性、安定の問題というふうなことを考えますと、何条ですか、しまいに御検討事項を發動して、やはりそういうことをやるべきじゃないか。それには何よりやはり石炭なり電力、原子力、油というふうなものを含めたやはりエネルギーの政策の基調をつくつて、そうして精製業はどういうふうな位置づけをするか、というふうなことに関連して、もう石油業をもつと強化していくべきじゃないか、そういうふうな思ひなのですが、いかがですか。

○説明員(加藤次君) 先生御指摘のように、今後の石油精製業の将来という構図が描かれておりますことは、御質問のあったとおりでございまして、近く産業構造調査会の中に、エネルギー部会というふうなものがございまして、この部会の答申だけがおくれているわけにございまして、その中でも、今後原子力が本格的になるまでの間、

少なくとも石油が今後のエネルギーの面で中心的な役割をなすということが指摘されておりました。そういう重要な石油の低廉、安定的な供給確保という意味で、先生御指摘の民族資本の手による海外原油の開発だとか、あるいは精製業の育成ということが一つの柱になっておると存するわけでございします。そういう面から、御指摘の民族系の会社を今後一刻も早く体質を強化する、また、規模もできるだけ早く適正な規模に持っていくということが必要であろうかと存するわけでございします。ただ基本的には、量的に見まして、今後とも国際石油資本と協調してある程度の安全保障的な意味から申しまして、安定供給を確保するため、民族資本の手による原油なり精製業を握るということではなからうかと存するわけでございします。今後とも石油業法の運営につきましても、特に民族系であるがために特別のことをするということがはつきりできるかどうかということにつきましては、多少疑問なきにしもあらず、こういう感覚でおるわけでございします。今後石油業法の個々の運用の面につきまして、できるだけ先生御指摘のような方向に沿うような運用をやつてまいりたいというのが、私どもの本心であるわけでございします。そのためには、できるだけそういった受け入れ態勢ができるということも必要であらうかと存じます。この面につきましては、いろいろな面からの行政指導で今後とも精力的にやつてまいりたい。目下のところ問題になりますのは、石油業法を一刻も早く本来の趣旨とする軌道に乗つけるということが急務である

わけでございます。ただいまの石油業法をこの時点において改正するかどうかということにつきましては、まだそこまで考えが及ばないというのが実情であるわけでございします。

○中田吉雄君 もう一点だけ。私も外資系の国際石油資本の提携を否定するものではない。それを無視してはやれぬですが、やはりフランスの石油政策等を見ましても、やはり石油の供給の安定性のためには、自由世界という面でアメリカと協調しながら、米英の国際石油資本へもかなり強圧を加えて、そうして、サハラ砂漠や国産原油等の生産に手を打っているわけですから。また、私は最近日本の運輸省のタクシーの免許等でも、大きな会社に対してはできるだけ新規免許を押えて、中小、個人タクシーというふうなものに新免の割り当てをふやしていくというふうなことは、これたいへんけっこうなことで、私はそういう点も考えていた。きたい、こう思うわけであります。

石油の問題はまだやりたいたいが、あまり時間をとらぬように歩積み、両建ての問題を――委員長にお尋ねしますが、大蔵省はおいでになっていいますか。

○理事(赤間文三君) 高橋銀行局長が見えております。

それでは中小企業金融問題に関する件の調査をもあわせて御審議を願うことにいたします。

○中田吉雄君 この「ダイヤモンド」の十一月二十五日号には、この「ダイヤモンド」の編集局長と、ただいま御出席を願っています公正取引委員会の委員長との渡辺さんとの対話があつて、その中に、債務者預金の比率が――銀行

から金を借りる人が預けている比率が、都市銀行の場合に五・一・九、地方銀行の場合が四・七、相互銀行が五・七、信用金庫が五・三、たいへん高い率で金を借りても半分は預金をさせている、手形の割引あるいは金を借りる際にです。それでも実質金利は非常に高いものになる。資料を私実際に持ってきていますから、あとで見たいだきたいのですが、日歩五銭も六銭にもつくというふうなことです。銀行局長にお伺いしたいのですが、この内容についても詳しく、この中の一体どの程度は余儀ないもので、どの程度が不当なものであるかというふうなことについてお話を承りたいと思います。

○政府委員(高橋俊英君) 債務者預金の割合が非常に高いということは事実でございますが、その調査時点によって多少数字が異なります。しかし、その中で当然銀行としては、取引がある以上は、債務者からある程度の預金を預かるということが、当然の金融的な行為であるというふうな認識が、通常必要とされる分をこえておる場合に、それが不当ということになります。私どもの、いままでのところでは、拘束を受けるというものの実態、これを全国的に把握するということはきわめて困難であります。拘束であるかないか、つまり債務者の意に反して預けさせられたものであるかどうかというところは、個々のサンプル的なものについてはサンプル調査のようなものでは把握できませんけれども、いまおあげになりましたのは全国的な数字だと思ひますが、その中でどれだけが拘束である

かというところは、認定きわめて困難であります。おそらく不可能に近いということになります。しかし、これは借り手の側からは、実際に借りておる一人一人についてはそれはわかつておる。銀行の窓口におる人から見ても、それはおそろくわかつておるものと思ひます。ただ検査等によりましてその実態を把握するのは、やはりごく限られた非常に狭い範囲の取引先に限られる。銀行だけで申しまして、貸し出し先というものは、貸し出し件数から申しますと、約八百万件もございします。人数で申しましても銀行だけで百数十万という取引先がございしますから、それらの全体について通常どのようなものであるかということをつかむことはきわめて困難であります。ただ、これは先ほど申し上げましたとおり、実態はわかるわけでございまして、それを私どもが検査官を派遣いたしましてやる場合には、ある意味では押し問答のようなことになる。一件一件について、こちらから見ればこれは拘束である。銀行側からいえば、いや、これは拘束ではないのだというふうなこと。これを外見によって判断しようと思ひますと、たいへんな手間がかかるわけでございします。数は少ないのでございしますけれども、ことしの春ごろに特別の調査をやります。その数字ではわかつております。その数字でよろしゅうございしましょうか。

○中田吉雄君 はい。

○政府委員(高橋俊英君) それでは申しますならば、このときの調査、まず調査をどの程度やつかといひますと、都市銀行が八行、地方銀行が九行、相互銀行が十六行、信用金庫十五、合

せまして数から申しますと四十八の金融機関でございします。これは二回にわたつて行なつております。三月の上旬と四月の下旬に二回にわたつて特別の調査をやつたわけでございします。これに採用いたしました店の数としては、一つの金融機関で大体三店舗程度、一つの店舗で三十名程度の債務者を選んでおります。そういう範囲の調査であることをお断りしておきます。割合で申しまして、預金に對しますところの融資に對する預掛け金の割合は、都市銀行五・五・六、それから地方銀行四・五・八、相互銀行五・六・六、信用金庫五・四・七、こういう数字になつております。これらのうちで、まあ融資額に對してこのぐらいがいわゆる数字を申しますと、融資額に對する割合として、都市銀行が一〇・一、地方銀行九・六、相互銀行二・五、信用金庫一・八・五、この程度のものはまあ不当と申しますか、穏當じゃない、当然やめていただく筋合いのものだ、こういうふうな実態になつております。何といたしまして、この対象となりました検査の店舗及び人数につきましてはたいへん極限されたものであるということをお願いしておきます。

○中田吉雄君 いま御発表いただいたのはいつですか、三月ですか。

○政府委員(高橋俊英君) 三月と四月二回にわたつて行ないました特別検査の結果でございします。

○中田吉雄君 その後は御調査はありますか。

○政府委員(高橋俊英君) このような特別の検査はいたしておりません。た

だ、自衛申し合わせが各金融業界においてできておりますから、検査が、通常の検査がございいます。通常の定例的な検査の際に、やはりごく一部を選んだという実態を洗って当たつておるというところはございいますが、このようなまとまったものは一応検査はやつておりません。

○中田吉雄君 ほとんど五割は歩積み、両建てで積まされたり預けさせられておるわけですね。大体拘束されておるわけでしょう。

○政府委員(高橋俊英君) ですから、いま私数字を申し上げましたのは、債務者預金としては五割前後でございます。しかし、そのうち、これは不当であるというふうな——それをまあ歩積み、両建てといつておるものの中で、不当なものとはこういう数字であるという別に数字を申し上げたわけでございます。五割全部を歩積み、両建てだといふうにはどういふ認められないと思ひます。それは、その中で当然取引上ある程度債務者の預金の動向を把握しておくと、特に当座預金の預金などは必要な資金でございいますから、それをい

わゆる歩積み、両建てというふうにするのは当たらない。

○中田吉雄君 私も、債務者預金を全部不当で歩積み、両建てと言つておるわけではないのです。そのほなはだ多いというところ、これはまあいま銀行局長の言われた不当と思われるという率が非常に甘いんじゃないかと思うのですがね。都市銀行が借りてそのうちの五割五分、五五・六割を預けて、不当だと思われれるものは一〇・一割というのはちよつと……それはまあほとんど借りた企業の対象ごとに体質が違ふ

ば、担保のような意味もあり、いろいろあるんですが、まあ概括的にいって預金の五分の一程度がどうも少し不当だというのは甘い見方じゃないかと思ふのですが、これはどうですか。

○政府委員(高橋俊英君) その点、ですから私先ほど申し上げました。真実はほかにあるのかもしれない。しかし、たとえば検査官が行つて調べた。その際に、銀行側としてはこれは拘束ではないのです、しかし、こちらは形の上から見てこれは拘束としか思われぬ。そういうことで結局押し問答になるわけですね。そうして検査官にもよりますけれども、この程度までは、銀行側は否定しておるけれども、不当な拘束とみなすというふうなことで調べたのがこの数字でございまして、債務者の側におそらく一々当たつていけばもつと違つたことになるでしょうけれども、それはわれわれのどうも職域の範囲外でございいます。ですから、確かに形の上から見ると甘いという御判断もありましようが、ただ私も、しばしば銀行検査に——あれは相互銀行でも同じでございまして、借りた金よりも預金のほうが上回つておるという例もかなりあるのでございます。ですから、これらの場合には、銀行が決して拘束したものでないといふことは明らかでございます。これは債務者の選択によつて、一方で預金をしながら他方

で別に借り、何かその辺に債務者の考えがあるでしょうけれども、借り入れ額を上回つた預金というものもあれば存在するという事実もございまして、私ども、この債務者の預金率が高いからといって、全部それが拘束につながるものだというふうには即断で

きないのでございます。

○中田吉雄君 これはまあ大体半分は預金してあるわけですね、局長の言われるようなことを考えても、そうする、かりに借り入れ利息を一割として預金利息を五分五厘とやつても、実質金利は四分五厘くらい、もうほとんど五〇%上がったのですね。私のあとで見ていただく資料では、もつとけたはずに高い金利を負担してあるのですが、あとでも申し述べますが、この問題については、大蔵省は十年間取り組んでおられるのですが、年次的に見ていまこの程度になつておるのです、低くなつておると思われませんか、その債務者預金の率が。どうなんですか。

○政府委員(高橋俊英君) こういったことを非常に数字や何かで洗つてみたのはさう古いことじゃありませんが、おそろく傾向的に見まして、表面金利は下がつてきておりますけれども、債務者の預金の割合というものはさう大きな変化がないのじゃないかと私は思ひます。ただ、いまの金利の計算でございまして、やはりその五割、いまこども、私が先ほど申し忘れたのですけれども、債務者の対象を場合別に、比較的預金の割合が高いものをサンプルとして選んでおるというところは事実でございます。非常に低いものを選ぶよりは高いものを選んでそれらの傾向を見ることを今後の是正の参考にもしたいと思ひまして、選び方としては比較的債務者預金の割合が高いほうを選んだといふことになつております。ですから、その金額を強制されたものとして実質金利負担を計算しますと、いまおつしやるようなことになるかもしれ

ませんが、その中では、もう当然に債務者が預けておる預金もあるわけでございます。この点につきましては、私は受け売りでございまして、他の者が調べたものでございまして、アメリカの銀行における預金と貸し出しの割合などはきつめてやはり高い。債務者預金は九〇%ぐらいになつておる。ただし、これはアメリカの事情から申せば、流動性が非常に高い、企業自体の流動資金が非常に高いためなのでありまして、そういうことからさういう預金率が——借り入れ金に対する預金の割合が非常に高いという現象が出ると思ひます。日本の場合には、大企業なんかとらえてみますと、ほとんど借り入れ金でやつておるわけでございますから、自分の余裕金といった意味での資金はそんなにアメリカと違つてない。だから、これはみな拘束なんだというふうについた見たくありませんけれども、金融の習慣としては、ある程度の割合の預金は当然に持つものと、それは普通の行為である、何らかしなことは普通というふうにいわれておることじゃないといふふうにいわれておるわけなのであります。ただ、その割合が幾ぶん高いのじゃないかという御批判はまことにこもつともござい

ます。

○中田吉雄君 銀行局長のお話を聞くと、外国の例なんかをあけたらして、あまり銀行局でやかましく言わぬでもいいんじゃないかという印象を受けるのですが、さうなんですか。

○政府委員(高橋俊英君) いや、債務者の預金の割合だけ見て、これが高いからといふことにはいかな。しかし、日本の場合には、債務者が自発的な意思で預けたのじゃないか、銀行に強要

されて預けたものがあるかという認識は私は十分持つておまして、したがひまして、外国のように企業自身の流動性が非常に高い場合ならば、預金の割合が高いのはわかるけれども、日本のようにさうでない国において預金の割合があまり高いというのは、要するに強制されているからである、それをもつと減らすといふことに厳格な態度で指導しておるのであります。

○中田吉雄君 渡邊公取委員長、御就任以来この問題で取組んでいただいて、実質的な金利をノーマルな形にするという意味でたいへんわれわれ歓迎しているのですが、公取には、いろいろ実態借りたほうから実情なんかも連絡等もあると思うのですが、そういう実例を把握しておられますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 主として匿名のものが多いのですが、いろいろこの拘束性預金の問題について私のほうへクレームが来ております。ただ、それが、いわば銀行局のやつております全国的な数字はもちろんです、それから、こういうサンプル調査自体も、現在の段階において私のほうが直接サンプル調査をするのはどうだろうか、銀行局のほうでまずやつてくれといったような態度で現在までおりますので、数字的には私もとしましてまともなものとしては持つております。しかし、個々の事例としてこういう事例がある、ああいう事例があるといった意味のクレームは相当私のほうに來ております。それで、私も、銀行局長の言うように、いゆる債務者預金といふものには、ボラントリーな、債務者が自分の営業の必要からしまして、片方で金を借りるけれども片方で

当座にしておくというふうなものがあ
りますから、債務者預金全体が拘束預
金だというふうには全然思っておりま
せん。やはりそのいわゆる債務者預金
の中の相当部分といえますか、かなり
の部分の中に拘束性のものがある。こ
れはどうも、いわゆる歩積み、両建て
的なものとして何か対策を講ずべきも
のであるというふうに考えておりま
す。

○中田吉雄君 その公取の持つておら
れる、これはサンプル調査ではない、
特殊なものでしょうが、それを印刷物
にしたいですか。次期国会等でも
これは取り上げて何とかせねばなら
ぬ問題だと思つてゐるのですが、いか
がですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 結局、大
部分が匿名でもございまして、投書め
いたものでございまして、われわれ
のほうとして、一応のそれなりとして
お見せすることは、これは差しつかえ
ないと思つてゐますが、ただ、どんな
ふうにまとめたいのか、これはも
う少し考えさせていたきたい。そ
の投書を一つお目にかけるといひか
かと思つてゐるので、それをある程度サ
ム・アップしたような要領的なものと
してむしろつくつたほうがいいのかも
しれぬという程度の考え方を持ってい
ます。

○中田吉雄君 私はちよつと公取みた
いに、ある人から、うちはこれだけ借
りてこれだけ預金をさせられていて
という事例を持つてきてゐるのですが、
あとから返していただくことで、配
らしてもらつてけつこうですか、委員
長。

○理事(赤間文三君) どうぞ。

○中田吉雄君 これはどこかの異か、そ
れも明らかにすることはなかなか困難
なんです。私がこの拘束預金の問題を
やると言つたら、ある人がどこから聞
いたか、中田議員、そんな質問はせぬ
ほうがいいですよ。あなたの紹介で銀
行に金を借りにいつても、もう貸さな
くなりまして、というような通知も
あつたのですが、この某会社が二億六
千万借りて一億二千万、四割七分九厘
預けてゐるわけですか。ところが、そ
の二億六千万の中には、長期信用とか中
小企業金融公庫、商工中金、農林漁業
金融公庫等全然預金のないのが八千三
百万あるわけですか。それを引いてや
りますと、実際の借り入れ金に対する
預貯金の率は七〇％になつてゐるわけ
です。これは資本金が一千万で、過大
な設備をしたりいろいろしている点で
問題があるのですが、企業自体として
は非常にうまくやる仕事なんです。も
う想像以上に地方の県では高いです。
しかも、農林漁業金融公庫や中小企業
金融公庫の金を、代理業務をやる地銀
なり信金なり相互銀行から借りても、
それに対しては、代理業務をやる銀行
が負担しなければならぬ分をやはり積
ましておるのですが、農林漁業と中小
企業金融公庫の代理業務をやる銀行の
保証分は幾らなんですか、あれは。

○政府委員(高橋俊英君) 保証分と
おっしゃいますと……

○中田吉雄君 たとえば、ある銀行が
中小企業金融公庫の代理貸し付けをや
りますと、それが借り主が払えぬ場合
に幾らか払わねばならぬでしょう、七
割とか七割五分とか。そういうことを
言つてゐるわけですか。

○政府委員(高橋俊英君) いま農林漁
業金融公庫の分が幾らであるか調べて
おりますが、通常は二割——八割まで
は公庫自体の損失になり、二割ぐら
いを代理貸した金融機関が損失負担す
る、そんなつております。

○中田吉雄君 その代理貸しをした銀
行が負担する分をこれはやらしてゐる
んですよ。たとえば中小企業金融公庫
等では預貯金はゼロになつてゐます
が、その代理業務をやる銀行は、その
分は積んでくれ、万一払わぬ際には銀
行が負担せぬならぬから、その分は積
んでくれというふうに積ましているの
ですが、そういうことに対する代理貸
しをやる際には、そういう両建ては絶
対しちやいかぬというきつ銀行局の
通牒がたしか出てゐるのですが、それ
にもかかわらず、依然として、これは
六月末ですが、最近私、確認して、国会
の始まる直前もほとんど変わつていな
い。そういうことはどうなんですか。

○政府委員(高橋俊英君) 代理業務を
行ないながら、その借り入れ金の一部
を両建てで自分の銀行に預けさせる、
こういうことは絶対いかに、絶対禁止
するという方針でやつております。た
だ、遺憾ながら、その事実は当事者には
わかつておる、当事者にはわかつてお
るが、検査官としてそれを積極的に、
これはそうなんであらうということ
を立証することが出来る場合が比較的少
ないということですね。実際問題とし
て、そこまで、神のごとき洞察力があ
るわけじゃありませんので、たまた
ま、たいていの場合、この欄を見ます
と差し引きマイナスになつておるとい
う地銀がありますが、そういう場合で
すと、疑いが濃厚になつて、どうして

ここだけが預金のほうが多いのかと、
その釈明をきつく求めるということ
はありますが、たいていは、一応借り入
れがあり、また預金があつて、預金の
ほうが少ない、こういうことになつて
おりますと、代理業務のほうからその
金が、預金が出てきたものであるかど
うかということをごら側で立証せ
にやならぬわけですから、非常に困難
が伴います。しかし、まぎらわしいや
つは、非常にこちらで強く、検査の際
にそういう事実がもし耳に入れば徹底
的に追及する。代理業務をやりなが
ら、手数料もちゃんと払つておるので
すから、その上に拘束預金で、自分の
万一の損失のために預金をとつておる
ということとは、これはきわめて不当な
行為です。こういうことはいかなる商
慣習上からも許されてはいない。方針と
しては、あくまで絶対に禁止するとい
う態度には変わりありません。

○中田吉雄君 私も、これだけもら
つてはこれはわからなかつた。そこ
ろが、ある人から依頼を受けて、中小
企業金融公庫からワクを少しもらつて
くれ、担保も十分入れるというので、
一千万のワクをもらつて、ある代理貸
しをするところに便宜をはかつてもら
つたんです。ところが、いつまで
たつても、一カ月たつても二カ月たつ
てもその事務が完了しないので、聞い
てみると、代理業務をやる銀行が、まず
二百万円先に定期をせ——一千万金を
借りようというんですから、その者がよ
から金を借りてきてまず定期をせなけ
ればならぬ。まああれこれして、百万だ
け調達して定期を預けた。もう百万が
うことで、それから私が銀行に連絡し

て、まあ代理業務をやつてもらつて一
千万貸し付けを受けてもらえば、一ペ
んに使うものではないから、一千万の
中で二百万円や三百万、あとから預託す
るということとは、預貯金をするといふこ
とはある。先にやらせろということとは
あまりひどいじゃないかといつて、こ
れはまあえらいところ見られたといつ
て、すぐ代理業務をやつてくれまして
が、聞いてみると、ほとんど農林漁業に
対しても中小企業でも、たいていや
つてゐるんです。そういう形で先に積
せるものもある。借りた金を一時に全部
使ふんじやないんだから、そのまま預
けておくといふことは、要るまで預ける
といふことはわかるのですが、先に
預ける、一千万借りるのに、二百万定
期をやれ。その二百万ができてため
に、一カ月も二カ月も代理業務が滞
してゐるという例があるのです。そう
いう意味で、私は、もつと中小企業金
融公庫なんかの支店網をふやして、直
接貸し付けを多くするような、協調融
資をしたりする代理業務の便もありま
すが、そういうふうにする必要がある
じゃないかと思つてゐるのですが、どう
ですか。それと、さきの農林漁業と中小企
業金融公庫の、万が一貸し倒れになつた
際の銀行の負担分、はつきりわかりま
したか。わかつたら言つて下さい。

○政府委員(高橋俊英君) 先ほどの御
質問の点、農林漁業金融公庫の分が二
割でございます。それから中小企業金
融公庫の場合には反対に八割、それだ
けを保証する。

それから、いまいろいろと御指摘の
ありました点等も、ばく然とそういう
事実が耳に入ることがありますので、
検査の際にもそういう点に着目して、

不当な行為を取り締まるように、そういう指導を行なっておりますし、また、各金融公庫も、自分の代理関係を結んでおりますところの金融機関をある程度監査してから、やはりそれらの金融機関の意図するところかなり大きく、これらの場合には通常の金融機関の検査と違いますから、自分の代理貸しされた金がどういふふうに使われているかという点を調べますので、こういう不当な行為がないかどうかをやっておるのをごいいますから、これらの政府関係金融機関の報告によりまゝ、きわめて少ないということに相なっておりますわけです。私も、そういう不当な例があると聞いておる、よく注意してくれと言っておりますが、やはり監査の結果は、なかなか正体がつかめない、こういう性質のものなのでございいますね。こういうこと事態が非常に困難なものを含んでおるといふことを認めざるを得ないわけですから、それから、直接貸しにつきましては、だんだんにこの割合はふやしております。相当なテンポで、スピードで、ふやしております。店の数も毎年ふやしておりますが、直接貸しの割合は、たとえば三十一年度の中小企業金融公庫の直接貸しは六・三％にすぎなかった。三十四年度には一六・七％になり、三十七年度は、十一月までのところで三十七％も、三四・二％というふうになり、直接貸しの割合が非常に高くなっておりま

す。今後ともこの割合は高まっていくものと思ひます。

○理事(赤間文三君) どうですか、中田君、一時になりますから……。

○中田吉雄君 中小企業金融公庫の八割というのはいさや高過ぎるので

はいないかと思うので、今後考えていただきたい。その点を申し上げておきます。

委員長の御指摘もありましたので、最後に、いろいろ尋ねたいと思うので、国会図書館でいろいろ調べていただきまして、この歩積み、両建て、粉飾預金に對しまして、昭和二十六年の七月五日から三十八年の六月五日まで、十四回で、池田大蔵大臣、向井大蔵大臣、一萬田大蔵大臣と、歴代の大蔵大臣がこの問題を取り上げ、その意を表し、ほとんど実際の効果があつていないと思ふのですが、そういうことから公正取引委員会が、これはとも銀行局にまかしておつちやうにもならぬというふうなことで、ああいう発言を、警告をなさるいろいろ準備をされておるのではないかと思ふのですが、銀行局と公取委と話をうけて、一体いつごろです……過去二、三年間ほとんど実効があつていない、これをどうしていかれるか、そういう具体的な話はいつごろつくのですか。公正取引委員会に何とか、特殊指定ですか、そういうことでもやつて、もう銀行局にまかされぬというふうなことなんでしょうか。銀行局と公取委の両方から所見を伺つて私の質問はやめたいと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 御指摘のように、この問題は私着任早々から取組んだ問題なんです、しかし、過去御指摘のように十何年、なかなか実効があつていない。それで、一つの問題といたしましては、やはり銀行検査の面だけで、借り手のほうにいろいろ話を聞くということではできな

いわけでありまして、したがいましめて、どうしても銀行との話の話し合いという点に押えがきかなくなる点があるのではないかと。まあ私のほうですと、多少違った形が考えられます。ただ、われわれも非常にむずかしいと思ひますのは、借り手のほうも、たとえば名前を出して、そしてこれはこうだと言ふことが、どうも将来をおそれてなかなか簡単にものを言ひ切れないという場面が出てくるやせぬだらうかという点は一つ心配しておりますけれども、特殊指定というやうな格好でも、いままでのやり方をもう一歩進めなければどうもならないんじゃないだらうかというのが現在の私のほうで考えております心境です。ただ大蔵省としましては、とにかく大蔵省としてできるだけ努力して、そうして今度は公取もこれだけ腰を入れてくれるのだから、実効があつていふやうなところから、おつちやうなところから、私どもは、大蔵省のほうのそういう御努力を、いや、だめだらうと頭から飛ばすつもりもありませんし、実際それで効果があつていふやうなところから、しかし、見きわめをつけた上で、これももう大蔵省と……、従来の繰り返しになるのだからというなら即刻にでも、もちろん手続が相当要りますけれども、われわれのほうの特殊指定は少なくともやるというくらいは腹つもりで、現在準備を進めております。同時に、銀行協会もこの間見えて、だいたい自肅の効果もあつていふやうなことをお話しになったのですが、それじゃ、あがつていふならあがつていふなりに、どういふデーターがあるのだ、あがつていふ点をちゃんとはっきり、いろいろ口ばかりで言われたつてわかないのだから、何か持つてきて見せていただけたら、というやうな段階になつております。これはいづれ大蔵省とも十分連絡をとりながら、効果のあるあがつていふやうな点の見きわめをした上で、公取としては対処してまいりたい、こう考えております。ただ従来に比べると、私のほうはそれだけ負担しているやうな、多少空気が違つていふのじゃないかというふうには思つておりますが、それでも十分効果があがつていふやうな点、もう少し様子を見ていきたい、こういうふうに考えております。

○政府委員(高橋俊英君) 大蔵省といひましては、確かにおつちやうとおつちやう、十年以上の間改善されなかつた事柄でございいます。なかなかこれはそれだけに容易なことではない。いづれ改善するにしても、一挙にこれを全部なくしてしまふやうなことは、事実問題としてできません。これは必ず、漸進的にでありまして、確実にこういう不都合な行為が減つていくやうな方策をとりたいと思ひます。何百万件というおびただしい件数の、まあ、一つ二つ幾ら押えてみてもなかなか、こつちを押えれば向うがまた出てしまふやうなやうなことで、全体に改善の實が及ぶやうなことは、非常にそれは困難でございいます。個々の摘発につきましては、ごく目立って、検査の際などにも非常に目立つもの、明らかに不当であるやうなものを、明らかに、見つかり次第これを是正させます。一方におきまして、先ほど債務者預金のお話が出ましたが、たとえば

債務者預金の総額の割合を低減していく、そうすると全体としては必ずよくなるだらう、これはもちろんあまり急ピッチにやりますと、小さな金融機関などは倒れてしまふから、その度合いを考えなければならぬけれども、全体として必ず改善されるという方策をとりたいと思ひまして、すでに一部実施しているところもございいます。全部の金融機関にやういふ方針をとらせる、それを自主的にやらせるとは、本人がその氣になつて是正してくれない限り、これはもう一々つづき、追いかけて回すといふことはたいへんな仕事でございいます。確かに、心から金融機関が協力するといふ態勢をつくり上げる必要である。私も、金融機関とだいたいがみ合うだけでなく、ほんとうに話し合つて、自主的に解決をするという機運を盛り上げよう。そこで、いろいろと騒ぎが大きくなつたやうですから、金融機関としても、ともほうっておけないといふことで、最近におきましては、非常にその態度が變つてきております。つまりやる氣が十分になつていふやうに判断されます。今後強い注意を加えていきたいと考えております。

なお、公取の特殊指定につきましては、私も決して所管云々といふ点から言ふのではない、まあ金融界として、金融機関に對して、そういうことを指摘されないでも十分直していくといふふうなすべきじゃないか、こう言つていふだけで、公取として、まあ全然別途の見地から、これはほうつて

おくべきじゃないということで特殊指定をされるということは、銀行がほんとうに改色の色をなければ、これは結局においてやむを得ないのではないかと、私どもも考えております。

○榊原夫君 ちよつといまのに関連して、銀行局長と渡邊さんの御意見、ちよつと聞いておりましたもね、債務者預金というものが確実に減ってくるというその対策というものが、もう一つ明らかでないの心配になるのです。が、ことに来上期は、特に金融の引き締め政策が私は当然具体化してくると思われているのですが、そういう際に、この中小企業への歩み、両建ての傾向が緩和されないということになると、これはもう致命的なことになると思われますので、いろいろ通常国会でもひとつ研究させていただきたいと思うのですが、銀行局長が各銀行——それぞれ都市銀行、地方銀行、相銀、信用金庫と、検査を定期的にやっておられますね。その検査する場合の何かこう基準を各財務局などにお示しになってやっておられるに違いないと思いますが、この検査基準というのですか、おたくのほうで出しておられるそれと、それから監査結果の一番最近のだけのことから、先ほど債務者預金の銀行別の種類別の御報告がございましたけれども、これだけじゃなしに、監査の基準、それから監査の結果というふうなものについて、大体傾向だけのことです。何か資料ちょうだいできますか。

○政府委員(高橋俊英君) この監査といいますが、検査の場合も、これは特別検査の後におきましては、先ほど申

しましたとおり、通常の検査の際に、まあ一つ一つの銀行についてやっていると、検査の検査で申しますと、検査の対象が全く違っているわけでございます。銀行にしても大きな違ひはあります、それですから、ことの春に検査したところは一斉にやりましたから、先ほどそのまとめた数字を申し上げましたが、その後の個々のやつは非常に、何といいますが、銀行によつてだいぶ違うので、これをまとめてやるにはまだ検査の回数が少ない、非常に少ない事例になってしまします。それで、前回の特別検査とを直接比較するということが適当でないと判断されますので、これはまあ、いましばらく公表を見合わせていきたいというふうな考えです。時点的にも、あの自衛の申し合わせ、それから特別検査の直後の検査に該当します。毎月のやられているわけでございますから、その改善の実と申しますか、数字の上から申しますと、これは非常に出入りがございしますが、全体としては悪くはない、こういうことが、では改善されたかと申しますと、まだそこまでの実績はあまり上がっていないというふうな判断されます。

それからそういう検査の場合の不当な拘束預金をどういうふうな判断するかという点につきましては、従来は、この春に行なわれました各金融機関の自衛の申し合わせがございします。こういうものは不当であるというふうな非常なことにまかりかたがございします。これは検査の実務から申しますと、銀行検査の……。

○理事(赤間文三君) ちよつとお願ひいたしますが、簡単明瞭にひとつはつきりと要点に触れて御答弁を願ひます。時間がだいぶ過ぎましたから、結論に触れて御答弁を願ひます。

○政府委員(高橋俊英君) この基準は、従来はそれでやっておりますが、これからはもう少しわかりやすい基準に改めたいと思っておりますが、これをいまここで申し上げるのは適当でないと考えます。

○榊原夫君 結論だけ申し上げますが、次々と改善したいという御努力のほどはわかります。そこで、一斉に都市銀行から地銀、相銀、信用金庫というふうな、本年三月の検査をやられたときの検査基準と、その検査結果というものを資料としてちょうだいできますか、こう伺っているのです。

○政府委員(高橋俊英君) ここの春の分、先ほど口頭で申し上げましたが、資料として、ここの春の分については差し上げてよろしいかと思ひます。提出いたします。

○榊原夫君 いいですね。一斉に銀行検査をやられた際の、大蔵省がそれぞれ出先に示された検査基準と、その監査の結果を資料として近い機会に提出していただく、最も近い機会に、お願いしておきます。

○理事(赤間文三君) 銀行局長から提出するといふ御答弁がありましたから、なるべく早く提出願ひします。

○中田吉雄君 先ほどちよつと触れたのですが、「金融財政事情」の一九六三年の十一月十八日号には、結局歩積両建ての問題も選挙中だけで、過去十年の間と同じように、結局うやむやになってしまふのじゃないかとい

うことを書いてあるのです、そういうことを論説に。そういうことにならぬように。

それから最後に一点、心配しますのは、預金準備率の引き上げというものが中小企業にはやりしわがよつて、歩積両建てがその面に来やしないか、そういうことのないような配慮はなされておりますか。その点だけ……。

○政府委員(高橋俊英君) 中小企業金融機関の場合には、今度の預金準備率の引き上げの対象となりました当座制預金、これの割合が非常に小でございます。特に都市銀行のほうで非常に大きいのであります。当座制預金の準備率のみを今回引き上げましたので、今回の分に関する限り、中小企業金融機関から吸い上げられる準備預金は非常に総体的には少額でございますので、重大な影響はないものと考えております。

○近藤信一君 私は、中小企業金融の問題について若干関連して、まあ時間でございますから、簡単に一、二点御質問しますが、これは、本来ならば通産大臣にお尋ねするわけですが、通産大臣は予算委員会の方へ行つておられるので、政務次官から御答弁を願ひたいと思ひます。

最近伝えられるところによりますと、中小企業の手形割引を円滑にするために、信用保険公庫に資金を投入して、これを信用保証協会の手形割引に使わせようという案があるようでございますが、その詳細については私も十分存じませんが、従来、手形割引については中小企業の組合は非常に骨折しておるのであります。それに対して商工中金でも努力していることは次官も

御承知のことだと思ひますが、こうした事業は、また組合の重要な事業の一つだということもいえるわけなんです。それが、信用保険制度を利用することによって、組合の力をかりなくとも簡単に割り引くことができるようになりますとすると、組合の特典が減少することになりまして、中小企業が組織化を軽く見るような危険があるんじゃないか。中小企業が手形割引をしよくなるということ、これはまことにけっこうなことでございますが、そのために組織化を怠るようなことになりまると、これは一長一短の対策とは私は言えないんじゃないか。したがって、信用保険制度による手形割引円滑化の方法において組合を助長するようなやり方を取り入れたらよいと思ひますが、この点はどうお考えになっておられますか。

○政府委員(竹下登君) ただいま御指摘の点でございますが、今日までの公庫業務の中におきまして、総額にして約一〇〇程度、それから五十一信用保証協会のうちでたしか三十数協会がこれをやっております。が、このたび考えております制度そのものは、内容の詳しい点においては今日まだ検討中でございますので、つまびらかに申し上げるわけにはまいりませんが、大体たゞいま先生の申し述べた方向で今日その内容の検討を急いでおるさなかでございます。で、これが組合に不利にはならないか、また、組合金融をして商工中金の資金は別途十分にこれを確保する、さらにまた、度指摘になりました中小企業の組織化は、別途これが予算措置において要求をいたしておりますもの、この制度そのものから中小企業

の組織化が、ずれるようなことにはしないということを念頭に置いて、今日鋭意検討中であります。

○近藤信一君 次官も御承知のように、中小企業の組織化については、いろいろ法律があるわけですね。協同組合法、それから団体組合法、いろいろございまして、それでもなかなか中小企業は団結がむずかしい。こういう際にこのような措置がとられると、私、いま次官が言われました、くずさるということではなくとも、組織化がますます困難になる危険というものがあつたのではないかと思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(竹下登君) そういうことがないような内容で検討をしていきたいというふうな思ひでおります。ただ、ただいまのくずさるということとは、私の少しオーバーな表現でありまして、先生のおっしゃる通りに、それが困難にならないように、組織化の問題においては別途予算措置において十分考慮をしていきたい、かように考えております。

○近藤信一君 中小企業金融公庫の資金不足を補うために、政府は公庫債券を発行したいというところでございしますが、そのことは、総理が先般の記者会見でもはっきりと語っておられるのであります。ところが、これも組合金融に悪影響がないとは私は言えないのじゃないかと思うのです。中小企業の債券として現在商工中金の債券がございしますが、この商工債券も時には募集難になることがありますし、そこへまた同様の債券として公庫債を募集する。両方ともこれは募集に困ることにならないかどうか。もし、商工中金

の資金が集まらないと、組合金融の資金源に不足を生ずることになるかと思ふのであります。組合活動が不活発になるような結果も招くし、先ほど申しましたように、この組織化ということがおくれるということもある。

それから、元来中小企業金融公庫は政府機関でございしますから、政府からの財政投融資でこれは運営するのが当然でございしますが、商工中金はやはりこれは政府関係機関で、民間の資本というものは相当に入つておるわけにございしますから、政府が財政投融資の際に商工中金を第二次的に扱うことが多くなることも、これは事実だと思ふのであります。それだけに、資金源として商工債券を発行していく、この際公庫債を発行しないで、中小公庫に対しては思い切つた財政投融資を行なうべきではないか。もし公庫債を発行するとしても、それが商工債券の消化に悪影響を及ぼさないような方法を十分にこれは考へて実施しなければ、私はこの計画というものもまづい結果を生むのじゃないかと思ふのですが、この点はどうですか。

○政府委員(竹下登君) ただいまの御質問に対して、おおむね御意見のとおりには私も考へておりました。本日会計課長から御説明申し上げました財政投融資の内容、財政投融資の提出しなす段階においては、いわゆる中小公庫債の発行というものを全然考へていなかったわけでありまして、最近、これが御承知の形でクローズアップしてまいりまして、これが商工債引き受けに悪影響を及ぼすのではないかとこの心配を、先生の御指摘のように私もいまして、いまこれをいかなる形で

行なうべきかということについて、部内で検討をいたしておるさなかでございします。

○近藤信一君 中小企業の団体のほうには、総理が革新的な政策を行なうといつたので、一体どんな革新的な政策があるだろうといつて期待しておつてきた。これはたいへんだ、これでやはり中小企業の金を吸い上げて市中銀行の系列のほうへまた持つていかれるのじゃないか、こういうことを心配して、このことはどうしても国会で反対してもらいたい、こういうふうな陳情があるわけなんです。そこで、私も、まだしつかりとこれはきまつたものではないと私は思ふけれども、当然これは次の国会に出てくるであらうということも私も私では予想して、このことをお尋ねしておるわけなんです。こういう点、ひとつ特に中小企業の中で零細企業等の対策に、もつと総理が言っておられるような革新的な政策を講じてもらいたい。これを一応御要望をしておきます。

○樺葉夫君 一言だけ、政務次官、先ほど御説明をいただいた来年度予算の通産省の要求ですね、これを先ほど説明開いたわけですが、財政投融資の中で、特に三公庫の資金ワクの拡大ということが何ほか出ておりますけれども、これは財政法に基づいてやられておりますから、八月末でしたか、その後選挙があつて、だいたい総理大臣が公約をされて、初めは革命的、中小企業、農業近代化については最近革新的と、こうや後退をしておる、表現が、けれども、抜本的なことをやろうとしておられることはそれはわかる

のですが、先ほど大蔵省が一次査定をやり、復活要求が出る、その際に政策が出てくるだろうというふうな話であつたのですが、通産当局としては、そういう総理の選挙の公約を来年度の予算の上に具体化するための準備はしておられますか。これはたぶん三公庫の財政投融資は要求どおり出さなければならぬとばかりは思ふのですが、さらにプラスアルファをして要求をする部内の検討は始まつておりますか。

○政府委員(竹下登君) 三公庫の財政投融資につきましては、本年度は千三百億要求いたしておりますのが二千七百億でありまして、これは応援をいただきまして、これが確保に万全を期したいと思つております。なお、新たな、とでも申し上げますか、中小企業対策、先ほど申し上げました第一次査定発表後に浮かび上がったところのの新政策とでも申し上げますか、そういう問題につきましては、部内でそれこそ粉骨砕身、鋭意検討いたしております。

○樺葉夫君 先ほど自民党の皆さんからちょっと私的な話はございましたけれども、公約にふさわしい——融資だけがこの中小企業の予想される危機といふものを救う対策ではありませぬ。組織化の問題もありませぬし、税金の問題もありませぬ。けれども、通産省として要求されておりますものにさらに大幅なプラスアルファといふものを実現しないと、これは公約違反になりますからね。せつかく御就任早々の副大臣ですから、ひとつせいで御努力をいただきますようにお願いをしておきます。

○政府委員(竹下登君) ありがたい御激励だと承りまして努力をいたします。ければ、本件は、この程度にとどめます。

○理事(赤間文三君) 他に御発言もなければ、本日は、これをもって散会しても差しつかへございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(赤間文三君) 別に意見がないようでありますから、本日は、これをもって散会いたします。

午後一時三十分散会

十二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一 電源開発促進法の一部を改正する法律案(衆)

電源開発促進法の一部を改正する法律案

電源開発促進法の一部を改正する法律案

電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「理事五人以内」を「理事八人以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

十二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、天然ガス資源開発五箇年計画の推進に関する諸願(第六十九号)

一、物価値下げ等に関する諸願(第九十一号)

一、生活上と権利擁護及び日本の独立と平和に関する請願（第九三三号）
二、未開発地域経済開発促進に関する請願（第九八号）

第六九号 昭和三十八年十二月十日
受理

天然ガス資源開発五箇年計画の推進に関する請願

請願者

東京都千代田区平河町
一ノ二天然ガス鉱業会

内 岸本勘太郎

紹介議員 柴谷 要君

天然ガス資源開発五箇年計画を推進するための重要政策として左記三項目を早急に実施されたいとの請願。

一、国による天然ガス埋蔵基礎調査の拡大強化

二、天然ガス探鉱・開発資金の確保

三、天然ガス鉱業に対する税制上の優遇措置

イ、減耗控除制度の創設

ロ、鉱区税の減免

ハ、鉱産税の軽減

天然ガス資源開発五箇年計画達成のため、来年度以降もその基本的施策として、新潟・秋田・関東等の広大な平原下における天然ガス埋蔵基礎調査を国の手により画期的に推進するため、これら諸地域における層序試験、構造試験等現行方式による基礎調査を強化するとともに、新たに、層序試験の成果等既存資料に基づく計画的かつ多角的な物理探査による堆積構造調査を実施し、これによつて天然ガス探鉱基礎資料の完備を期されたい。とくに、関東平野については、地質学的に天然ガス

の賦存がきわめて有望視されておるから、天然ガス埋蔵に関する基礎資料が乏しいため、民間企業が本格的探鉱に乗り出すための手掛りが得られない状態であるから、五箇年計画達成のための天然ガス埋蔵基礎調査事業の一環として、この際関東平野における大規模かつ組織的な一連の物理探査を実施し、その堆積構造に関する適確な資料を提供することにより、天然ガス鉱業者の企業ベースの探鉱を誘導するよう切望する。

五箇年計画達成のための探鉱資金は、国による基礎調査分を除いても百五十億円を必要とするが、探鉱活動の特殊性よりして一般金融機関の融資になじまないため、資本蓄積の乏しい天然ガス鉱業者が自力でこれを確保することはきわめて困難である。企業ベースの探鉱におけるこの特殊事情を察の上、天然ガス探鉱補助金制度の拡充を図るとともに、新しく政府金融機関による長期低利の天然ガス探鉱資金の融資確保のみを開かれたい。さらに、五箇年計画の遂行上必要な開発資金、とくに坑井施設、パイプライン施設、排水施設等の設備資金について、天然ガス鉱業会の試算によれば、その総額は二百八十億円の巨額にのぼるだけでなく、これらの資金はいずれもガス田開発の当初に集中的に投下する必要がある、しかも、天然ガスの販売によるこれが回収には相当の長期間を見込まなければならぬ関係から、資金不足に悩む天然ガス鉱業者にとつて、これが調達に容易でない。また、その金利も企業にとつて大きな負担となるので、天然ガスの開発促進及びコスト引下げの見地から、政府金融機関

による長期低利の開発資金の供与を確保されたい。なお、政府においては、産業構造調査会総合エネルギー部に對し、石油安定供給基金設立の構想を提示しているよう聞くが、この構想には天然ガス鉱業者は大賛成であるから、ぜひとも早急にこれを実現し、天然ガスの探鉱及び開発資金の融資を同基金の主要業務の一つとされたい。現在なお成長途上にある天然ガス鉱業の体質を改善して競争エネルギーに対する競争力を強化し、五箇年計画の線にそつ天然ガスの探鉱開発を促進するため前記税制上の優遇措置のすみやかな実現は、天然ガス鉱業者がかねてから要望するところである。

（別紙天然ガス資源開発五箇年計画関係資料添付）

第九一号 昭和三十八年十二月十一日
日受理

物価値下げ等に関する請願（五通）
請願者 東京都江戸川区江戸川
三ノ五五 須賀かね外
二十名

紹介議員 柳岡 秋夫君

左記事項の実現を期せられたいとの請願。

一、物価を安定させ、値下げさせる具体的措置をすみやかにとられること。

二、公務員の切実な要求である一律五千円の賃上げなど、公務員共闘会議の統一要求を給与改定法案に盛り込むこと。

三、ILO八十七号条約批准に便乗して行なおうとする国内法の改正をやめ、無条件で条約を即時批准すること。

四、新河川法案及び建設省設置法改正案は国民に重大な損害をもたらすから両法案を採択しないこと。

五、国会において、日韓会談反対、原子力潜水艦の日本寄港反対及び既に板付空港などに配置されているF-105D水爆戦闘爆撃機の国外への撤去の決議をすみやかに行なうこと。

池田内閣の一枚看板である高度経済成長政策、所得倍増政策は、一にぎりの独占資本家など金持ちのためのもので、一般国民にはとどまるところを知らない消費者物価のうなぎのぼりとなつて返つてきている。また、国民に奉仕する重大な任務を持つてゐる国家公務員の賃金は、依然としてきわめて低いものであり、物価値上げに昇給率は追いつかず、その生活はますます苦しくなつてゐる。今年も人事院が勧告している五月からのベースアップを十月から実施する方針を決めた。政府は人事院勧告を完全に実施したことは一度もない。

第九三三号 昭和三十八年十二月十一日
日受理

生活上と権利擁護及び日本の独立と平和に関する請願

請願者 千葉県船橋市宮下町
布施和男外十五名

紹介議員 藤原 道子君

生活の安定と向上、基本的な人権など民主的権利の保障を心から望み、また、日本がすみやかにアメリカのきずなをたち切つて独立し、平和な世の中がつかれるよう左記事項の実現を図られたいとの請願。

一、もち米の値上げを撤回し、消費者米価の引上げを行なわれないこと。

二、生活費に税金をかけないこと。年収八十万円（標準世帯）まで所得税、住民税を課さないこと。（諸控除の引上げ）

三、独占価格の引下げを行なうこと。

四、砂糖など生活必需品にかけられてゐる間接税を撤廃し、物価を引き下げること。

五、公私営バス、国鉄定期料金などいづさいの公共料金の値上げをやめること。

六、家賃、地代の値上がりになる固定資産の評価がえをやめ、増税計画をとりやめること。家賃・間代、地代の値上げ反対、土地投機の即時禁止。

七、ガソリン税、軽油引取税の増税を行なわず、タクシー料金の値上げを行なわれないこと。

八、住民税の均等割を廃止すること。

九、農民の生産者価格の保障、生鮮食料品の価格安定を図ること。

一〇、独占資本の市場支配を排除し、中小業者の保護政策を徹底して生活と営業を保障すること。

一一、国税通則法を廃止し、納税者の権利を尊重する税務行政に改めること。

一二、入場税を撤廃すること。

一三、行政協定に基づくアメリカ車の租税特権、日米租税条約によるアメリカ資本に対する不平等な租税優遇措置を廃止すること。

一四、独占資本に対する租税特別措置を廃止すること。

一五、所得税を中心とする高度累進課税に改めること。

- 一六、アメリカに従属する経済高度成長政策をやめ、社会主義国との貿易を拡充すること。
- 一七、全国一律最賃制の確立と社会保障の拡充を図ること。
- 一八、賃金の大幅引上げ、安定賃金、職務給など賃金ストッブ政策をやめること。
- 一九、合理化による首切り反対、臨時工、社外工を廃止すること。
- 二〇、失対事業打ち切りを強化する長期紹介管理規程反対。
- 二一、三井三池、鶴見などの犠牲者に対する国と資本家による完全保障、労働災害の完全防止の施策をただちに実施すること。
- 二二、ILO八十七号の即時無条件批准。関係国内法の改悪反対。労働三権の完全な回復。
- 二三、職場における組合活動、政治活動の自由を保障すること。
- 二四、厚生年金、共済組合、国民年金の改悪反対、かけ金なしの年金をつくること。
- 二五、健保、日雇健保、国保の十割給付、予防、傷病手当を転起まで行なうこと。
- 二六、再診料、財政プール、療養費払い反対、大衆負担によらない適正医療を確保すること。
- 二七、失業保険、労災保険の改悪反対、給付の大幅改善と適用範囲の拡大を図ること。
- 二八、生活保護基準の即時二倍引上げ、朝日訴訟第一審判決を実施し、人間らしい生活を保障すること。
- 二九、結核、コレラ、小児マヒ、流感等の予防、治療、後保護を無償で保障すること。
- 三〇、低家賃の勤労者住宅を国の負担でただちに大量増設すること。
- 三一、アメリカの脱脂ミルクの輸入をとりやめ、無償で生牛乳を含む完全給食の実施。
- 三二、保育所、託児所、幼稚園、子ども遊び場を国費で大増設し、無料使用とすること。
- 三三、入学金、授業料の値上げ反対、教科書の国定化反対、高校全入を即時実施すること。
- 三四、青年のスポーツ、集会等の公共施設をつくること。
- 三五、民商、生活と健康を守る会、労音、労働など労働組合、民主団体に對する弾圧、組織破壊をただちにやめること。
- 三六、弾圧立法（新暴力法、道交法、大学管理法等）反対、憲法の民主的条項を守ること。
- 三七、原子力潜水艦の日本寄港反対。
- 三八、日韓会谈反対。

最近の政府は、物価の値上げをとめるどころか、かえって拍車をかけ、選挙中の公約にもかかわらずモチ米を不意うちに値上げし、タクシール料金引上げを計画し、つづいてバス、国鉄定期料まで上げようとしている。減税は名目にすぎず、実質負担額、負担割合とも重くなっている。民主的権利に対しては、警察、検察、税務署など国家機関を総動員してこれが抑圧に狂奔している。

また、日韓会谈の促進、原子力潜水艦の日本寄港承認を急いでいる。このまま放置するならば国民大衆の生活は困窮し、無権利をおしつけられ、戦争へのみちを歩むことになるから、このような現在の政治をすみやかに改められたい。

第九八号 昭和三十八年十二月十一日受理
未開発地域経済開発促進に関する請願
請願者 岩手県議会議長 山崎 権三
紹介議員 谷村 貞治君

地域開発施策の体系を整備改善し、未開発地域の資源の総合的、合理的利用と住民福祉の向上を図り、国民経済の均衡ある発展をはかるため、行財政上の特段的法的措置を講ぜられたいとの請願。

新産業都市並びに低開発地域工業開発地区等の地域に対しては、積極的な建設の施策が行なわれるが、資源開発の遅れている後進特定地域については、拠点開発方式の効果が及ばないので、国土の均衡ある発展の目的は達せられず、地域格差がますます拡大することになる。

昭和三十八年十二月二十三日印刷

昭和三十八年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局